

平成 19 年度
包括外部監査の結果報告書

平成 20 年 3 月
秋田県包括外部監査人
公認会計士 白山 真一

目 次

第 1 章 外部監査の概要	3
1 外部監査の種類	3
2 選定した特定の事件（テーマ）	3
3 外部監査の対象とした期間	3
4 外部監査の実施期間	3
5 事件を選定した理由	3
6 外部監査の着眼点	3
7 外部監査の主な手続	4
8 外部監査の実施体制	4
9 利害関係	4
第 2 章 実施した外部監査の概要	6
1 外部監査の対象とした未収金の範囲	6
2 未収金の残高推移	6
3 未収金の科目別推移	7
第 3 章 監査の結果及び意見（総論）	11
1 平成 12 年度包括外部監査（「貸付金の管理状況について」）のその後の状況	11
2 貸付金に起因する未収金	22
3 未収金管理の抜本的見直しの方向性	30
第 4 章 監査の結果及び意見（各論）	44
【一般会計】	44
1 心身障害者扶養共済加入者納付金に対する未収金	47
2 雑入（児童扶養手当の過払い）に対する未収金	50
3 児童相談所で発生する未収金	53
4 行政代執行によって発生する未収金	56
5 畜産経営自立化促進資金貸付金に対する未収金	58
6 県営住宅使用料に対する未収金	59
7 恩給過払金に関する未収金	63
8 生活保護費返還金に対する未収金	65
9 過料（放置違反金）に対する未収金	67
【特別会計】	69
1 農業改良資金貸付金に対する未収金	70
2 林業改善資金貸付金に対する未収金	72
3 中小企業設備導入助成貸付金に対する未収金	74

4	工業団地開発事業に対する未収金	86
5	港湾施設使用料に対する未収金	89
6	母子寡婦福祉資金貸付金に対する未収金	90

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法 第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

未収金等の管理について

3 外部監査の対象とした期間

自平成18年4月1日至平成19年3月31日

ただし、必要に応じて平成17年度以前又は平成19年度の執行分を含む。

4 外部監査の実施期間

平成19年8月29日から平成20年1月18日まで

5 事件を選定した理由

秋田県（以下、「県」という。）においては行財政改革の実施により、財政効率化が進められているが、このような支出削減と同時に本来得られるべき収入を適正に確保することが重要である。また、公共の福祉の増進等の諸制度の趣旨を鑑み、未収金等の強制徴収が不適切であるとして、不良債権化するリスクも考えられる。したがって公共性・公平性の観点と県の財政面の双方を考慮しつつ債権の適切な管理が求められる。

以上から、未収金等に関する事務につき、特にその回収可能性に焦点を充て、経済性、効率性、有効性、合規性の視点から検討することは有意義であると判断し事件（テーマ）として選択した。

6 外部監査の着眼点

未収金の発生原因となる債権に係る制度の概要を把握したうえで、

- 滞留の原因は何か
- 未収金の回収規程（回収マニュアル）は整備されているか
- 未収金の証憑保管、台帳管理は適切か
- 未収金の回収遅延に係る情報は適時に把握されているか
- 滞納先の状況把握は適時、適切になされているか

- 未収金は回収規程に従った事務処理がなされているか
 - 償還期限延長、支払猶予、償還免除、違約金支払免除等の意義は何か
 - 回収可能性について検討しているか
 - 情報開示としてはどのような方法が考えられるか
- 等に留意し、経済性、効率性、有効性、合規性の観点を重視して監査を実施した。

7 外部監査の主な手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- 未収金管理に関する関連法規等、債権管理簿、契約書等の資料の閲覧
- 所管部課等関係者に対する未収金管理に係る状況聴取及び質問
- 納入義務者別一覧表等の閲覧・分析
- 必要と認められる所管部課、出先事務所等への現場視察
- 必要と認められる範囲で、管理システムの運用状況等の状況聴取
- その他監査の実施過程で必要と認められた監査手続

8 外部監査の実施体制

(1) 包括外部監査人

公認会計士 白山 真一

(2) 包括外部監査人の事務を補助した者

公認会計士 青山 伸一

公認会計士 田中 一弘

公認会計士 作本 遠

9 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係を有していない。

(本報告書における記載内容の注意事項)

- ・端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

- ・報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織等から入手した資料を用いている。

なお、報告書の数値等のうち、県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織等から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものについても、その出所を明示している。

第2章 実施した外部監査の概要

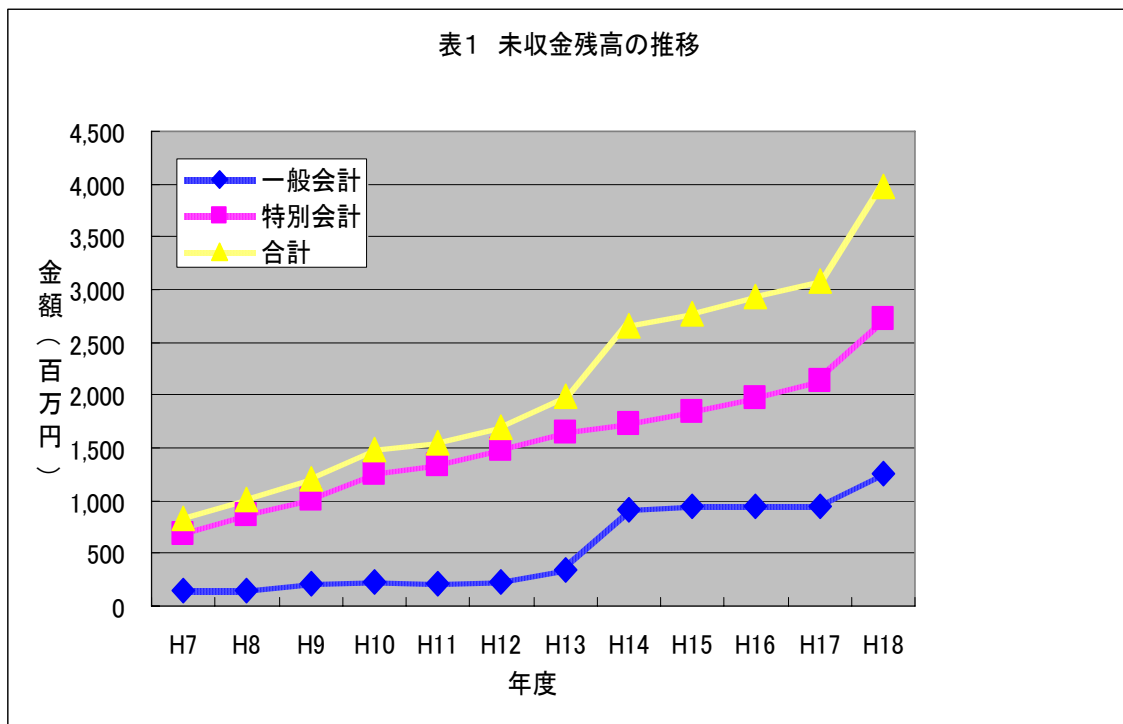
1 外部監査の対象とした未収金の範囲

包括外部監査で監査の対象とした未収金は、「平成18年度一般会計歳入未納繰越決算内訳表」の「(2) 税外収入」に記載されている「平成19年度への未納繰越額」の合計1,248,579,426円と、「平成18年度特別会計歳入未納繰越決算内訳表」に記載されている「平成19年度への未納繰越額」の合計2,725,239,843円との合計3,973,819,269円である。

この未納繰越額(以下、「未収金」という。)には、分担金、使用料、手数料等の法令又は条例に基づく収入金に係る債権(公法上の債権)、物件の売払代金、貸付料等の契約に基づく収入金に係る債権(私法上の債権)の他、支出金の過払いに基づく返還金に係る債権、過料に係る債権などが含まれている。

2 未収金の残高推移

県における平成7年度から平成18年度までの未収金残高は、以下のように右肩上がりで推移してきている。



出所：各年度の「一般会計歳入未納繰越決算内訳表」及び「特別会計歳入未納繰越決算内訳表」

3 未収金の科目別推移

(1) 一般会計

一般会計については、過年度に県庁組織の変更、広域行政の推進に伴う市町村への事務・権限の委任などが行われているため、部局・課所別の未収金残高の推移に代えて、科目別の未収金残高の推移を以下に示す。

表2 年度別未納繰越額（未収金）の推移

(単位：千円)

科 目	H14	H15	H16	H17	H18
諸収入	53,355	55,788	59,994	64,959	68,784
負担金	53,355	55,788	59,994	64,959	68,784
民生費負担金	53,298	55,737	59,941	64,820	68,737
児童福祉費	53,216	55,737	59,941	64,820	68,737
児童保護費（障害福祉課分）	26,158	28,062	30,219	32,351	33,449
児童保護費（子育て支援課）	15,906	17,063	19,469	21,834	24,730
千秋学園費	2,577	2,600	2,949	3,474	3,870
高清水園費	2,730	2,741	2,318	2,318	1,861
阿桜園費	767	365	180	176	206
太平療育園費	4,724	4,646	4,613	4,446	4,430
小児療育センター費	354	260	192	221	191
知的障害者福祉費	82	-	-	-	-
衛生費負担金	57	51	54	140	46
保健衛生費	57	51	54	140	46
未熟児等養育措置費	57	51	54	140	46
使用料及び手数料	57,867	56,144	51,920	55,546	56,715
使用料	57,867	56,144	51,920	55,546	56,713
民生使用料	91	178	-	1	456
児童福祉施設使用料	-	-	-	1	456
太平療育園使用料	-	-	-	1	456
社会福祉施設使用料	-	178	-	-	-
水林通勤寮使用料	-	178	-	-	-
行政財産目的外使用料	91	-	-	-	-
商工使用料	-	-	35	35	35
工鉱業使用料	-	-	35	35	35
高度技術研究所使用料	-	-	35	35	35
土木使用料	57,279	54,187	51,160	52,880	55,155
河川海岸使用料	427	397	397	397	449
河川占用料	-	-	-	-	100
河川土石採取料	427	397	397	397	349
住宅使用料	56,852	53,789	50,762	52,483	54,706
県営住宅使用料	56,852	53,789	50,762	52,483	54,706

第2章 外部監査対象の概要

(単位：千円)

科 目	H14	H15	H16	H17	H18
教育使用料	497	1,780	725	2,630	1,068
県立大学使用料	497	1,780	725	2,630	1,068
授業料	497	1,780	725	2,630	1,068
手数料	-	-	-	-	2
民生手数料	-	-	-	-	2
児童福祉手数料	-	-	-	-	2
太平療育園手数料	-	-	-	-	2
財産収入	4,317	4,254	3,078	3,170	3,280
財産運用収入	2,315	2,252	2,310	2,402	2,513
財産貸付収入	375	312	370	462	573
土地貸付収入	-	-	-	-	39
土地貸付収入	375	312	370	462	534
利子及び配当金	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940
公的医療機関等設備整備基金利子収入	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940
財産売払収入	2,002	2,002	768	768	768
物品売払収入	1,235	1,235	-	-	-
不用物品売払収入	1,235	1,235	-	-	-
生産物売払収入	768	768	768	768	768
水産物売払収入	768	768	768	768	768
諸収入	805,423	822,919	833,972	821,494	1,119,800
延滞金、加算金及び過料	-	-	-	-	312
過料	-	-	-	-	312
貸付金元利収入	2,158	9,923	10,978	11,643	10,798
看護師等修学資金貸付金元利収入	458	560	2,058	3,203	4,085
元金	458	540	1,993	3,158	4,039
延滞金	-	20	65	45	45
農業振興対策資金貸付金元利収入	-	7,725	7,413	7,053	5,331
元金	-	7,725	7,413	7,053	5,331
理学療法士等修学資金貸付金元利収入	-	48	-	-	-
元金	-	48	-	-	-
畜産経営自立化促進資金貸付金元利収入	1,700	1,590	1,470	1,341	1,337
元金	1,613	1,503	1,383	1,301	1,297
利子	87	87	87	40	40
介護支援資金貸付金元利収入	-	-	37	46	46
元 金	-	-	37	46	46

第2章 外部監査対象の概要

(単位：千円)

科 目	H14	H15	H16	H17	H18
雑 入	803,265	812,996	822,994	809,851	1,108,689
心身障害者扶養共済加入者納付金	2,291	2,259	2,157	2,026	2,076
費用収入	273	6	828	506	716
県庁舎入居団体費用収入（科学技術課分）	-	6	-	-	-
県庁舎入居団体費用収入（福祉政策課分）	76	-	-	-	-
県庁舎入居団体費用収入（長寿社会課分）	197	-	-	-	-
県庁舎入居団体費用収入（試験研究推進課分）	-	-	-	-	79
県庁舎入居団体費用収入（雇用労働政策課分）	-	-	-	-	131
短期大学部学生寮入居費用収入	-	-	828	506	506
生活保護費返還金	44,678	52,525	53,240	35,342	42,194
生活保護費返還金	44,678	52,525	53,240	35,342	42,194
雑入	756,023	758,206	766,769	771,976	1,063,702
特定分	945	991	6,729	3,150	1,245
（障害福祉課分）	872	991	933	966	1,105
（子育て支援課分）	-	-	-	5	4
（農地整備課分）	73	-	5,796	2,179	136
一般分	755,078	757,215	760,040	768,826	1,062,457
（人事課分）	4,657	4,547	4,487	4,397	-
（福祉政策課分）	2,725	4,064	3,945	4,515	5,130
（長寿社会課分）	-	2	-	-	-
（障害福祉課分）	212	227	453	612	670
（子育て支援課分）	12,358	13,468	16,644	16,304	16,465
（健康推進課分）	847	847	847	847	847
（環境整備課分）	698,360	698,360	698,360	706,872	1,013,792
（農畜産振興課分）	11	11	11	11	11
（農地整備課分）	584	564	558	558	558
（森林整備課分）	-	-	-	-	158
（道路環境課分）	17,369	17,342	17,282	-	-
（道路課分）	-	-	-	17,230	236
（河川課分）	-	-	167	-	-
（砂防課分）	-	-	69	-	-
（河川砂防課分）	-	-	-	236	360
（港湾空港課分）	16,286	16,286	16,286	16,286	16,286
（建築住宅課分）	-	-	-	-	2,515
（会計管財課分）	-	-	-	29	29
（総務事務センター分）	-	-	-	-	4,277
（営繕課分）	173	-	-	-	-
（教育庁総務課施設整備室分）	565	565	-	-	-
（教育庁福利課分）	824	824	824	824	824
（警察本部会計課分）	108	108	108	108	302
合 計	920,962	939,105	948,964	945,169	1,248,579

出所：各年度の「一般会計歳入未納繰越決算内訳表」

第2章 外部監査対象の概要

(2) 特別会計

特別会計における部局・課所・科目別の未収金残高の推移は、以下のとおりである。

表3 年度別未納繰越額（未収金）の推移

（単位：千円）

部局	課所	科目	H14	H15	H16	H17	H18
農林水産部			81,373	75,597	80,502	82,901	80,743
	流通経済課						
		農業改良資金貸付金収入	21,406	14,058	14,995	13,244	11,190
	秋田スギ振興課						
		林業改善資金貸付金収入・違約金	59,967	61,539	65,507	69,657	69,553
産業経済労働部			1,613,476	1,724,993	1,856,009	1,998,640	2,577,803
	商工業振興課						
		中小企業設備導入助成資金	1,577,010	1,688,527	1,818,939	1,961,570	2,539,607
	商工業振興課誘致企業室						
		工業団地開発事業	36,466	36,466	37,070	37,070	38,196
建設交通部			9,031	-	2,128	2,122	1,848
	北部流域下水道事務所						
		下水道事業使用料	595	-	36	30	208
	秋田港湾事務所						
		港湾施設使用料	8,437	-	2,092	2,092	1,640
北秋田地域振興局			5,143	6,345	7,212	7,870	8,675
	大館福祉環境部						
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	5,143	6,345	7,212	7,870	8,675
山本地域振興局			2,202	2,102	1,971	1,684	1,701
	山本福祉環境部						
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	2,202	2,102	1,971	1,684	1,701
秋田地域振興局			6,285	8,900	10,704	13,877	18,173
	秋田福祉環境部						
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	6,285	8,900	10,704	13,877	18,173
平鹿地域振興局			11,148	16,371	21,930	28,698	36,297
	平鹿福祉環境部						
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	11,148	16,371	21,930	28,698	36,297
地域振興局 計			24,778	33,719	41,818	52,127	64,846
合 計			1,728,658	1,834,310	1,980,456	2,135,790	2,725,240

出所：各年度の「特別会計歳入未納繰越決算内訳表」

（注）部局及び課所名は、平成19年3月31日現在における「組織別案内」によっている。

第3章 監査の結果及び意見（総論）

1 平成12年度包括外部監査（「貸付金の管理状況について」）

のその後の状況

平成12年度の包括外部監査のテーマは「貸付金の管理状況について」であった。今回の外部監査の対象とした未収金のうち、貸付契約に基づく債権については、平成12年度の包括外部監査のテーマと重複する。

この平成12年度の包括外部監査の指摘事項と平成13年度に公表された指摘事項に対して講じた措置の状況、さらに今回の包括外部監査での状況及び意見をまとめると、以下のとおりである。

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
I 県の貸付金について		
1. 残高管理について		
所管課ごとに各月末の貸付残高が一見して把握できるような事務のシステムによる残高管理が必要である。	貸付金ごとに随時一覧表示できる形式の残高管理は、期限内納入や過年度における収入未済額の早期解消を図るためにも有用であり、現行財務会計システムにおける財務会計プログラムや貸付金管理プログラムの改善を検討します。	会計管財課が前回指摘以降に「貸付金等管理システム」を構築したが、統一的に活用されていない。このシステムは、未収金の管理を目的としたもので、貸付金の管理のために開発されたものではない。また母子寡婦福祉資金貸付システムなど独自のシステムを導入している部課もあるが、システムそのものに改善の余地がある。さらに、担当レベルで独自に残高管理を行っている部課もある。 【監査の意見】 部課による管理レベルの差をなくし、部課を超えて、貸付金ごとに随時一覧表示できる形式の残高管理に向けた更なる努力が必要である。

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
2. 不良債権の管理について		
収入未済額に係わる期限未到来額を含めた債権を、実質的な延滞債権として管理すべきである。	収入未済額に係わる期限未到来額を含めた延滞債権の管理については、個別貸付の目的及び施策事業の内容、効果等を勘案し管理のあり方を検討します。	貸付台帳などによって、未調定額はいつでも把握できるとしているが、未調定分を含めた一元管理はしていない。 【監査の意見】 平成13年度の措置以降も十分な検討はなされていない。収入未済額に係わる期限未到来額を含めた債権を、実質的な延滞債権としたうえで、その管理の方法を再度検討する必要がある。
3. 不良債権の回収可能性による分類		
民間金融機関等を参考としながら、県においても不良債権の分類を行うため、合理的な基準を定めるべきである。	公益上の必要性に基づく行政行為としての貸付金において、現行、法令等による収入未済額の管理のほか、不良債権の分類管理のあり方を今後検討します。	会計管財課が平成14年度に所属毎の債権管理マニュアルを整備するよう関係部課に文書で通知した。また、同課ではガイドラインを策定し関係部課に配付した。しかしながら、マニュアルの運用面では、部課によって対応状況に差があり、実施されていない部課もある。 【監査の意見】 マニュアル、債権分類の整備だけではなく、それに沿った運用も十分に行うべきである。また、県全体としてマニュアルに沿って運用されているかチェックする体制を整えるべきである。
4. 破綻債権について		
破綻債権の中には、回収不能債権に移行せざるをえないものを包含しているので、その管理に特に注意を払うこと。	破綻債権のみならず、債権管理においては、法令等に規定している手続きを踏まえ、債務者の状況等を見極めながら、対処します。	上記3. で記載したとおり、債権分類の実施状況は部課によって差があり、破綻債権を網羅的に把握していない部課もある。このような場合、破綻債権に対して適切な対処ができない可能性がある。 【監査の意見】 破綻債権を把握したうえで、徴収停止や不納欠損処分など適切な対応が今後も望まれる。

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
5. 回収不能債権について		
個々の回収不能債権について内容を再度調査し、不納欠損処分の可否を検討すること。	債権管理上、実質回収不能となっている債権については、貸付の目的、債務者の状況等、内容を充分精査し、財務規則第389条に基づく不納欠損処分の可否を適正に判定した上で処理します。	上記3. で記載したとおり、債権分類の実施状況は部課によって差があるため、回収不能債権を網羅的に把握していない部課もある。このような場合、回収不能債権に対して適切な対応ができない可能性がある。 【監査の意見】 回収不能債権を把握したうえで、徴収停止や不納欠損処分など適切な対応が今後も望まれる。
6. 単年度債権について		
貸付先の経営状態を常に注視すると同時に資金の利用状況を厳しくチェックし、単年度貸付が実質的長期貸付にならないよう留意すること。	単年度貸付金の効果等については、毎年度資金の回収時に貸付先から提出される実績報告書により確認をしておりますが、今後とも安易に長期化することのないよう精査します。	単年度貸付金については、平成18年度末の未収金残高はゼロとなっており、今回の監査の対象外となっている。
II 母子及び寡婦福祉資金		
1. 債権管理簿の記載について		
母子相談員が借主を訪問した際の状況等を訪問記録に記載されていることを理由に、債権管理簿の記載内容が一部記載されていなかったり、不十分なケースが見られたので、債権管理簿への記載を適切に行うこと。	今後は、母子相談員と債権管理簿を管理している総務担当者との連携を密にして、借主の生活状況や借主に対する償還指導状況等を債権管理簿に記載することとします。	債権管理簿は主に総務担当者が管理している。実際の自立支援、償還指導は、母子自立支援員や貸付・償還指導員により行われているため、両者の連携により債権管理簿の記録が行われている。 【監査の意見】 各福祉事務所によって整備・運用のルールが異なっている。今後、債権管理簿について効率的な整備・運用体制の統一が望まれる。 (第4章【特別会計】6 参照)

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在の状況及び意見
------------	-----------	-----------

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
2. 違約金の計算について		
借主が支払期日に償還金を支払わないときは、違約金を徴収しなければならないが、徴収のみならず違約金の計算も行っていないので、違約金の徴収に関する基準を遵守すること。	平成 13 年度からは、借主に違約金がかかることを説明した上で、違約金の計算も基準どおり行うこととし、違約金の徴収及び支払免除については、個別に対応します。 また、既に発生している違約金に関しても、同様の扱いとします。	母子及び寡婦福祉法施行令第 17 条の規定に基づき違約金の計算を行い徴収することになっているが、運用面は福祉事務所により異なっている。 【監査の意見】 健康福祉部子育て支援課が作成した「秋田県母子寡婦福祉資金 貸付の手引き」（平成 19 年 6 月）に従い、県としての統一的な運用が望まれる。 （第 4 章【特別会計】6 参照）
Ⅲ 林業改善資金		
1. 貸付金残高の把握について		
償還簿において、個人別の債権残高は把握されているが、貸付金全体の残高については適時把握できる体制にない。林業改善資金の貸付金の残高についても日常管理において意を用いることが必要である。	残高が月別に出力できるようコンピュータ管理システムを整備しました。 なお、総合農林事務所でも、個々の償還簿をデータ化して、残高を把握するよう改善します。	計算ソフトを用いて、毎月末の貸付金残高を把握できるようになっている。 【監査の意見】 監査した範囲において、貸付金管理台帳によって貸付金残高が把握されており、改善がなされていた。
1. 延滞貸付金の把握について		
延滞債権が生じた場合には、県は債務者から債務確認書(念書)を徴して時効の中断を行うが、債務確認書に以下の問題点を有するものがある。 ①債務確認書に債務者の印鑑が押印されていない。 ②債務確認書に連帯保証人の確認がされていない。	①早急に債務確認書へ押印することとします。 ②早急に連帯保証人の押印をします。	債務確認書は押印したものを入手しており、押印のないものは状況を再度確認したうえで押印のされている文書の再提出を促している。 【監査の意見】 監査した範囲において、押印されていないものは発見されず、改善がなされていた。

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
3. 調定額の検証について		
平成 9 年度に発生した延滞債権について、調定額として処理すべき貸付先 1 件が調定もれとなり、本来収入未済額として処理すべきものが適切な処理がされていないものがある。	平成 9 年度分については、平成 10 年度に調定しております。 なお、今後は調定すべき年度に適切に調定します。	調定すべき年度に適切に調定している。 【監査の意見】 監査した範囲において、改善がなされていた。
4. 債権管理簿の記載状況について		
財務規則第 378 条は、納期限が過ぎても完納しないものがあるときは、遅滞なく債務者の資産又は業務の状況に関する事項を調査確認のうえ、債権管理簿に記載整理しなければならないとされているが、所定の記載欄が空欄のものが多く十分な記載整理がされていない。延滞債権が生じたときは改めて債務者の資産又は経営概況を調査し債権管理簿に記載整理することを要する。	延滞債権が発生した際は、速やかに債務者の資産又は経営概況等を調査し、所定の記載欄に記載することとします。	延滞債権発生の際は、速やかに債務者の状況を確認のうえ、債権管理簿に記載することとしている。 【監査の意見】 貸付金管理台帳によって管理を行っているが、未収金の回収マニュアル・ルール等は整備されておらず、過去における回収事務の履歴も文書として完全には残されていない。このため十分な引継ぎがされておらず、業務が非効率となっている。回収マニュアルを作成・更新した上で担当者の交代に当たっても後任に引き継ぐことができるように債権管理簿の記載は十分に行うことが望まれる。 (第 4 章 【特別会計】 2 参照)

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
5. 保証人について		
①連帯保証人が、他の林業改善資金の債務者である者がある。また、債務者と連帯保証人が相互保障の関係の者があるが、貸付要綱第7-7において、連帯保証人については、相互保障は原則として認められないものとするとしている。 さらに、延滞債権に係る債務者の連帯保証人が、延滞債権の発生年度と同一年度に自らが債務者となる貸付契約がある。	連帯保証人の適否について、総合農林事務所の運営協議会で十分な検証作業を行います。 なお、現在は、市町村・森林組合・総合農林事務所の3者で運営協議会を開き相互保障のチェックをしております。	連帯保証人については、各地域振興局の運営協議会において十分に検証されており、相互保障等に該当する事例はない。 【監査の意見】 規定を変更して相互保障ができないように整備されており、新たな貸付においては、相互保証はなく、改善がなされていた。
②保証人への督促の期間について、民法の時効が完成し、かつ、援用されたため保証人から回収が不可能となった例がある。これは、原債務者から連帯保証人への督促について猶予の依頼があった場合に県がその依頼に応じている場合があり、連帯保証人への督促について原債務者から連帯保証人への督促の猶予の依頼があった場合の対応措置について定める必要がある。	原債務者からの債務確認書の提出を条件に依頼に応じます。 なお、少なくとも、依頼の措置の条件の内規を作成します。	借受人及び保証人全員に督促することを原則とし、保証人に対する督促の猶予の依頼があった場合、延滞金の収納状況及び時効完成年月日を確認することとしている。 【監査の意見】 平成 18 年度に本人と保証人に対し一律に催告状を送付したところ、保証人が、滞留の事実を知らない、または保証人になった事実を覚えていないと主張するケースが発生した。このようなことが無いよう、今後、未収金の回収に当たっては、納入義務者のみならず保証人も対象とするよう、ルール化をする必要がある。 (第4章【特別会計】2 参照)

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
IV 秋田県企業支援センターが行う中小企業者に対する貸付金		
1. 回収不能債権について		
多額の回収不能債権が累積しているが、債権の適正な開示のため、また、前向きに債権管理業務を行うためにも、回収不能債権については、債権放棄手続による不納欠損処分への移行を考慮すべきである。	回収不能債権については、現在、個別債権ごとに現況を調査し、債権回収及び債権放棄による不納欠損処分等に取り組みます。 （調査内容） ・債務者・連帯保証人の所在、資産等の状況 ・債権が長期延滞となった経緯・延滞理由、償還見通しの有無等	既に消滅時効が完成している設備近代化資金 5 件、5,790,750 円及び高度化資金 3 件、74,402,323 円については、本年度内に不納欠損処分を行った。 【監査の意見】 まだ多額の回収不能債権が累積している。不能欠損処分等の対応を継続して実施していくことが望まれる。 （第 4 章 【特別会計】 3 参照）
2. 破綻債権について		
破綻債権については、破綻の実態を再度確認のうえ、法的手続を適用し残余財産の分配をうけるか、長期分割回収を図るか、いずれか有利な方法を判断し速やかに回収方針を策定し実行すべきである。	破綻債権については、債務者の状況を十分に把握した上で、速やかに回収方針を決め、長期分割による償還や資産の任意売却・競売等により債権の回収を図っております。 また、回収不能とならないように、早い段階で連帯保証人へ債務者の状況を知らせ、債務者に代わり償還への協力も働きかけております。	大口の破綻債権 1 件について、本年度協調融資先と連携しながら法的手続きによる配当 77,397,394 円を受けている。 【監査の意見】 多額の破綻債権が累積しており、破綻債権の回収については、今後も財産差し押さえなどの方法などを継続して実施することが望まれる。 （第 4 章 【特別会計】 3 参照）

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
3. 貸倒懸念債権について		
貸倒懸念債権については、長期分割回収を継続し、更に 1 回当たりの返済額を増額すべくなお一層指導・督促を強化すべきである。	貸倒懸念債権については、できるだけ破綻債権化しないように、債務者の状況を適宜把握するとともに、分割償還もなるべく長期にならないよう指導します。 また、1 回の返済額の増額については、景気の低迷等によりすぐに実施するのは難しい状況にありますが、債務者の状況や今後の経済の動向等を見て検討します。	延滞先には、最低年 2 回以上訪問し、債務者の状況を適宜把握するとともに、不定期償還先に対する定期償還の励行、定期分割償還額の増額などの指導を続けている。また、高度化資金の延滞先について、必要に応じて訪問時に（財）あきた企業活性化センターの中小企業診断士も同席し、経営を指導している。 【監査の意見】 多くの貸付先があるため、債権分類ごとに選択と集中により効率よく回収事務に努める必要がある。また、中小企業基盤整備機構との連携やあきた企業活性化センターの活用など貸倒懸念債権の回収に向けた合理的な管理方法を検討していくことが望まれる。 （第 4 章 【特別会計】 3 参照）

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
V 秋田県社会福祉施設整備資金		
1. 連帯保証について		
社会福祉法人からの借入申込に対して、市町村からの補助金を返済財源とするため償還に問題はない、という理由で連帯保証を免除しているのは、貸付要綱の規定に反する。社会福祉法人が借入申込者の場合の貸付金については、要綱どおり理事長を含む3人以上の連帯保証人を立てる必要がある。	平成 12 年度以降の社会福祉法人による借入申込は社会福祉施設整備資金貸付要綱どおり、理事長を含む3人の連帯保証人を付することを絶対条件として処理しています。 平成 12 年度の資金貸付実績においては、3 法人に対する3件、合計 51,500 千円の貸付に対し、各3名の連帯保証を確認のうえ貸付しました。	社会福祉施設整備資金貸付金は、平成 18 年度末の未収金残高はゼロとなっており、今回の監査の対象外となっている。
2. 借入金の運用実績について		
「借受人は資金の貸付事業報告書を作成し、事業完了後、3ヶ月以内に知事に提出する」と貸付要綱にあるが、平成 11 年度貸付8件のうち2件については貸付事業報告書の提出が約9ヶ月後におこなわれており、今後適時に貸付金の運用状況を把握するために、規定どおり3ヶ月以内に入手する必要がある。	ご指摘のとおり今後は、貸付事業報告書提出時期の周知徹底に努めます。	社会福祉施設整備資金貸付金は、平成 18 年度末の未収金残高はゼロとなっており、今回の監査の対象外となっている。

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
VI 公的医療機関等設備整備資金		
1. 債権保全手続の遅延について		
県は損失を最小にする方法として、延滞発生以後貸付先と長期の任意分割返済を求める方向で話し合ってきたというものの、閉院からおよそ1年近く経った平成12年12月に裁判所に対して申し立てを行っているのは、結果的に債権保全手続に遅滞があったと言わざるをえない。	債権保全手続として、債務者の債権に対し差押を行いました。	ただし、平成13年の提訴(勝訴)及び債権差押命令以降、債権者の給与等から裁判所の管理の下、年2～3回のペースにより配当金を受け取っている。 【監査の意見】 上記を確認した結果、特に問題はなかった。
2. 債権保全手続の方法について		
ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。	検討します。	新規貸付先について連帯保証人を1名から2名にしたが、保証能力を検討する手続きは追加されなかった。 【監査の意見】 保証人の保証能力確認の実証が困難なため、手続の追加が難しいということだが、今後もその代替手段を検討すべきである。(現在、借入人の財務諸表の確認を行っている。)
イ 貸付金額に応じて連帯保証人を追加することを検討する必要がある。	連帯保証人の追加について要綱の改正を行った。	要綱を変更して連帯保証人を1名から2名としている。 【監査の意見】 要綱を確認した結果、連帯保証人は2名となっており、改善がなされていた。

第3章 監査の結果と意見（総論）

平成 12 年度指摘事項	平成 13 年度の措置	現在の状況及び意見
ウ 何らかの物的担保を徴することを検討する必要がある。	検討します。	物的担保については困難との判断から実施されていない。 【監査の意見】 同基金により取得した資産を担保に徴するなど、引続き検討することが望まれる。
3. 貸付金の上限設定について		
貸付先の規模や財政状況に応じて貸付金額の上限を設定する必要性について検討する必要がある。	貸付金額の上限の設定について、要綱の改正を行った。	【監査の意見】 要綱の概要項目を確認した結果、上限が設定されており、改善がなされていた。
4. 事業実施報告書等の提出について		
事業報告書の提出期限が定められていないので、規定を整備すべきである。	事業実施報告書等の提出時期について、要綱の改正を行った。	【監査の意見】 要綱における事業実施報告書等の提出時期に関する項目を確認した結果、改善がなされていた。

2 貸付金に起因する未収金

（１）概要

①県の貸付金の概要

未収金の管理において検討しなければならない事項の１つとして、県の貸付金によって発生する未収金が挙げられる。平成18年度末における県の貸付金残高（貸付金総額から既回収額を控除した額）とその貸付金残高の内の未収金（調定済み未回収額）は以下のとおりである。

表4 平成18年度末時点の県の貸付金の状況

（単位：円）

	貸付金名称	会計名	H18年度末 貸付金残高	（内）未収金 （調定済み未回収額）
1	秋田県市町村振興資金	市町村振興資金 特別会計	14,219,386,870	—
2	介護支援資金貸付金	一般会計	220,023	45,830
3	社会福祉士及び介護福祉士 修学資金貸付金	一般会計	2,783,717	—
4	秋田県社会福祉施設整備資 金貸付金	秋田県社会福祉施設 整備基金	150,293,000	—
5	母子寡婦福祉資金貸付金	母子寡婦福祉資金 特別会計	1,371,993,806	63,700,335
6	秋田県ひとり親家庭等住宅 整備資金	秋田県ひとり親家庭 等住宅整備基金	69,365,083	—
7	看護職員修学資金貸与金	一般会計	420,219,500	4,039,300
8	理学療法士等修学資金貸付金	一般会計	34,244,000	—
9	歯科衛生士修学資金貸付金	一般会計	18,144,000	—
10	医師等修学資金貸付金	一般会計	34,380,000	—
11	公的医療機関等設備整備 貸付金	公的医療機関等設備 整備基金（注）	2,026,734,405	81,300,517
12	秋田県公害防止設備資金貸 付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
13	秋田県アスベスト除去対策 資金貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
14	大潟村方上地区関係貸付金	一般会計	1,657,550,965	—

第3章 監査の結果と意見（総論）

	貸付金名称	会計名	H18 年度末 貸付金残高	(内) 未収金 (調定済み未回収額)
15	農業改良資金貸付金	農業改良資金特別会計	159,583,191	11,190,191
16	就農支援資金貸付金	農業改良資金特別会計	130,734,000	—
17	農業振興対策資金貸付金	一般会計	5,331,498	5,331,498
18	農業経営改善促進資金預託 金貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
19	卸売市場近代化育成資金 貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
20	畜産経営自立化促進資金 貸付金	一般会計	1,296,521	1,296,521
21	高品質葉たばこ生産促進資 金貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
22	秋田県漁協新生対策貸付金 （単年度貸付）	一般会計	—	—
23	沿岸漁業改善資金貸付金	沿岸漁業改善資金 特別会計	57,526,000	—
24	森林組合合併促進特別融 資資金（単年度貸付）	一般会計	—	—
25	森林組合事業振興資金 （単年度貸付）	一般会計	—	—
26	木材産業等高度化推進資金 貸付金（単年度貸付）	一般会計	—	—
27	林業木材産業改善資金	林業木材産業改善資 金特別会計	261,647,340	53,217,340
28	林業開発基金貸付金	一般会計	17,011,503,422	—
29	秋田県中小企業融資制度 預託金（単年度貸付）	一般会計	—	—
30	秋田県中小企業組織融資 制度預託金（単年度貸付）	一般会計	—	—
31	秋田県中小企業振興基金 （単年度貸付）	秋田県中小企業 振興資金	—	—
32	設備近代化資金	中小企業設備導入助 成資金特別会計	44,770,750	44,770,750
33	高度化資金	中小企業設備導入助 成資金特別会計	6,841,281,940	2,269,512,940
34	小規模企業者等設備導入資金	中小企業設備導入助	909,992,000	—

第3章 監査の結果と意見（総論）

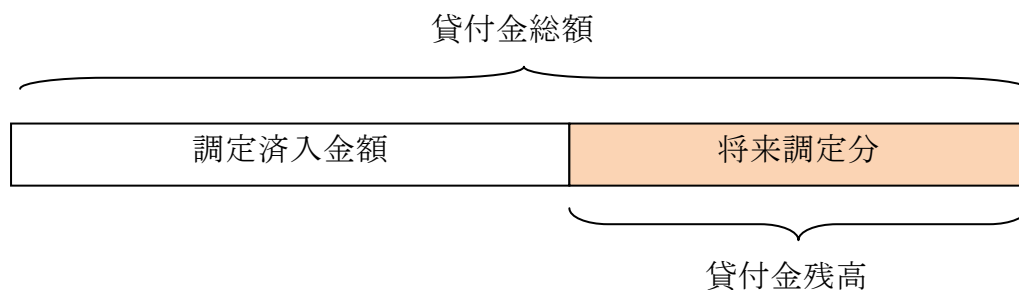
	貸付金名称	会計名	H18 年度末 貸付金残高	(内) 未収金 (調定済み未回収額)
	(設備資金貸付事業) 貸付金	成資金特別会計		
35	小規模企業者等設備導入資金 (設備貸与事業) 貸付金	中小企業設備導入助成資金特別会計	380,103,000	—
36	秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進資金貸付金	秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金	46,867,000	—
37	県単機械類貸与資金貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
38	秋田県企業立地促進資金貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
39	独創的中小企業創出支援事業資金貸付金	一般会計	100,000,000	—
40	秋田県物産振興会貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
41	秋田県商店街活性化推進資金貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
42	秋田県中心市街地商業活性化推進事業の基金造成に要する資金	一般会計	250,000,000	—
43	秋田・盛岡間新幹線直行特急化事業費貸付金	一般会計	19,600,000,000	—
44	住宅建設資金貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
45	秋田県住宅供給公社貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
46	秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
47	秋田県学校給食会貸付金 (単年度貸付)	一般会計	—	—
			65,805,952,031	2,534,400,173

(注1) 貸付金残高及び未収金（調定済み未回収額）の金額は元金のみで、利子、違約金等は除いている。

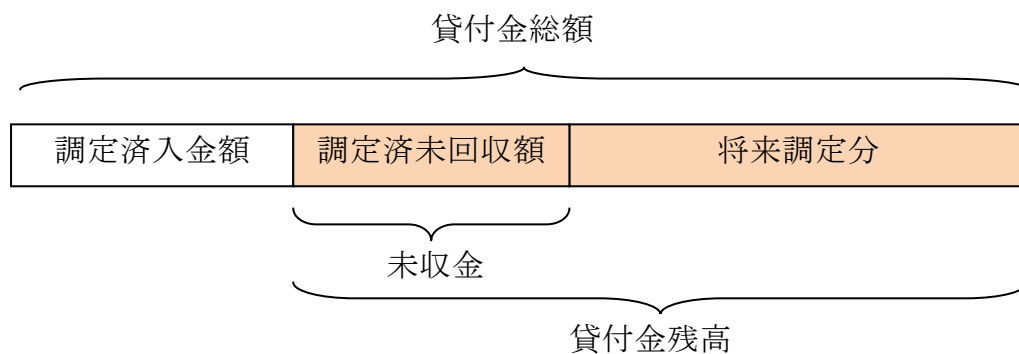
(注2) なお、今回の監査の対象は、一般会計、特別会計における未収金となる。よって、この表の「調定済み未回収額」の残高の内、公的医療機関等設備整備基金における未収金は監査の対象に含まれていない。

②貸付金における貸付金総額、貸付金残高及び未収金の関係

一般に貸付けを行う際には、まず貸付金総額や返済スケジュールなどを定めた貸付契約書を締結することになるが、これは県が行う貸付の場合も同じである。県は、この貸付契約書の返済スケジュールに沿って貸付先に調定を行い、入金されれば県の収入となる。貸付金総額は、貸付契約書に定めた当初の貸付実行額であり、一方、貸付金残高とは、貸付金総額の内、すでに貸付先に調定を行い入金となされた部分を除いた部分、つまり将来調定分となる。



ところが、返済スケジュールに沿って、既に貸付先に調定を行っているが、何らかの事情により入金となされないことがある。この調定済み未回収分が未収金となる。またこの場合、貸付金残高は、将来調定分にこの調定済み未回収分を合わせて金額となる。



③貸付金によって発生する未収金の特徴

②の理解のもと、貸付金によって発生する未収金の特徴は以下のとおりとなる。

- 貸付金の場合、調定済未回収分としての未収金だけではなく、貸付金総額、貸付金残高も合わせて管理する必要がある。
- また、他の未収金と違い、未収金が発生しても貸付金残高が残っている以上、将来の調定をストップするわけにはいかない。よって、未収金が一度発生すると累積的に多額になる可能性がある。
- システムによって管理する場合においても、上記2点の特徴を考慮する必要がある。

④違約金について

「表4 平成18年度末時点の県の貸付金の状況」には、貸付金の元金のみが集計されているが、実際の未収金には、元金の他に利子や違約金も含まれている。ここで、違約金とは、返済期限に納入がなされない事態に備えて設けているものである。しかしながら、元利が未納のため額が確定しない違約金は調定できないため未収金にはならず、そのうえ一定時点における計算もされなければ管理の対象外になってしまう。特別会計における貸付金を例にして、平成18年度末の未収金に含まれている違約金と未収金に含まれていない違約金は以下のとおりとなっている。

表5 各貸付金における違約金の状況

(単位:円)

貸付金名	未収金に含まれている違約金	未収金に含まれていない違約金	摘要
農業改良資金 貸付金	—	22,624,323	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率12.25%で計算する。 事務委託先の農協が金額を把握し管理している。
林業木材産業 改善資金	16,335,825	58,416,859	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率12.25%で計算する。 元利の納付後に調定し、納付されない場合は未収金となる。一方、元利が未納のものについては、違約金額が確定していないため調定できず、一定時点における計算もされずに管理の対象外となっている。
設備近代化資金・高度化資金	1,399,276	1,535,925,898	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率10.75%で計算する。 元利の納付後又は期限未到来分があるときは延滞解消時に調定し、納付されない場合は未収金となる。一方、元利が未納のものについては、違約金額が確定していないため調定できないが、償還指導時などに計算し管理している。但し、一定時点における計算はされていない。
母子寡婦資金 貸付金 (大館福祉環境部)	113,600	1,941,700	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率10.75%で計算する。但し、利子部分の違約金は計算していない。 元利の納付後、3か月程度をまとめて調定し、納付されない場合は未収金となる。しかし、調定された違約金のほとんどが免除されており未収金残高はほとんどない。一方、元利が未納のものについては、違約金額が確定してい

第3章 監査の結果と意見（総論）

貸付金名	未収金に含まれている違約金	未収金に含まれていない違約金	摘要
			ないため調定できず、一定時点における計算もされずに管理の対象外となっている。
母子寡婦資金 貸付金 (山本福祉環境部)	41,700	151,700	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率 10.75%で計算する。 元利の納付後翌月に調定し、納付されない場合は未収金となる。一方、元利が未納のものについては、違約金額が確定していないため調定できず、一定時点における計算もされずに管理の対象外となっている。
母子寡婦資金 貸付金 (秋田地域振興局)	11,700	8,058,400	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率 10.75%で計算する。 元利の納付後概ね年 2 回(7 月、2 月)調定することとし、納付されない場合は未収金となるが、実際には平成 18 年度は調定を行っていない。一方、元利が未納のものについては、違約金額が確定していないため調定できず、一定時点における計算もされずに管理の対象外となっている。
母子寡婦資金 貸付金 (平鹿地域振興局)	—	10,048,000	違約金は、延滞日数(償還期日の翌日から実際の償還日まで)について年率 10.75%で計算する。 違約金については、貸付システムでの消込み作業が行われていないため計算ができないという理由で、平成 18 年度は調定を行っていない。一方、元利が未納のものについては、違約金額が確定していないため調定できず、一定時点における計算もされずに管理の対象外となっている。

上記の表の中で、「未収金に含まれていない違約金」は、平成 19 年 3 月 31 日現在で元金、利子がすべて納入されたことと仮定して、今回の包括外部監査において、各部課に依頼して計算したものである。この「未収金に含まれていない違約金」は、元金、利子が未償還であることから違約金額が確定せず、平成 18 年度末時点において調定されていないため、現状では未収金には含まれていない。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

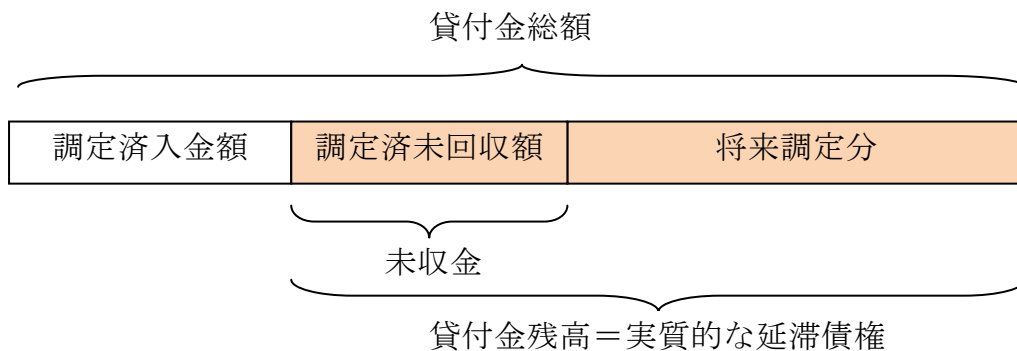
(4) 監査の意見

①貸付金の管理について

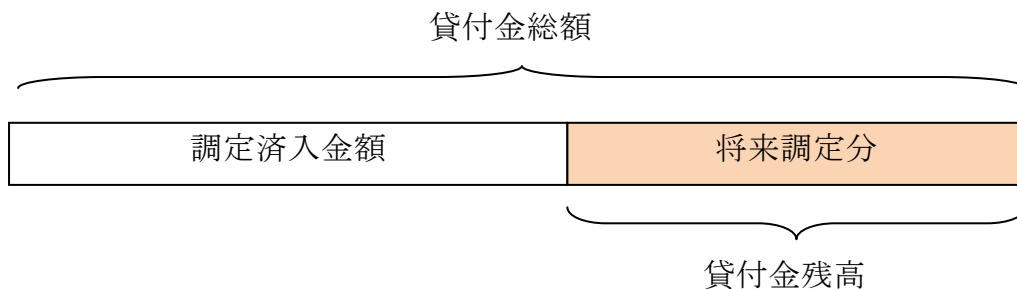
現状では、上記に示した貸付金によって発生する未収金の特徴を考慮した管

理体制（マニュアル、システム等）が整備されていない。つまり、部課によって差はあるが、未収金だけの管理に留まっており、貸付金総額、貸付金残高を含めた管理がなされていない状況である。本来であれば、平成12年度包括外部監査の指摘にもあったように、貸付金を、未収金が発生した貸付先とそれ以外の貸付先に分けたうえで、未収金が発生した貸付先に対しては、期限未到来額を含めた債権を、実質的な延滞債権として管理すべきである。

【未収金が発生した貸付先】



【未収金が発生していない貸付先】



上の図より、未収金が発生した貸付先に対しては、「未収金」ではなく、「貸付金残高」を延滞債権として管理するべきである。部課によっては、このような意識はあるもの、貸付金台帳などによって未調定額も含めた貸付金残高を把握するに留まっているのが現状である。将来的には貸付金に関するシステムの構築が望まれる。

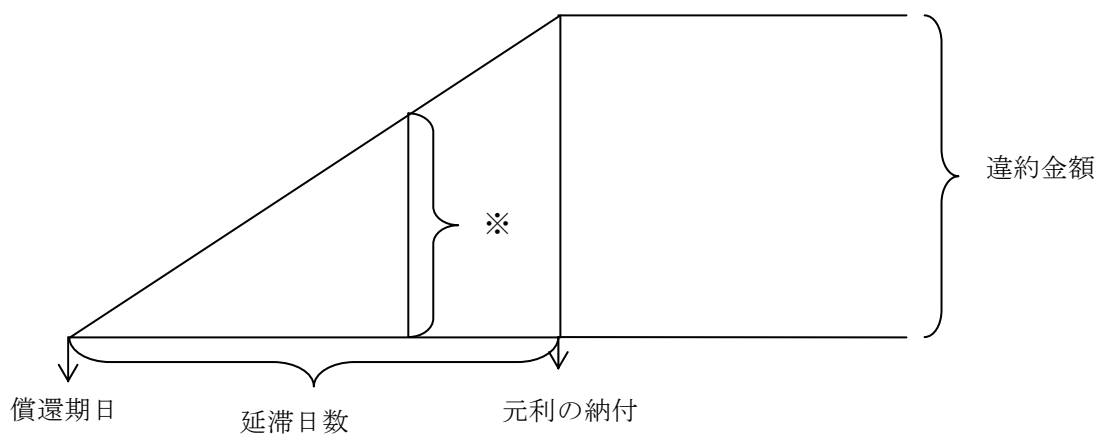
②違約金について

前述の表5のとおり、貸付金の元金、利子が償還されなければ違約金額が確定しないため調定されず、また貸付金によっては、支払が完了後に違約金が減免される場合もあるという理由で、支払が完了した貸付先のみ違約金を計算して管理している（なお、設備近代化資金・高度化資金については、償還指導時にも計算して管理している）。しかしながら、次頁に記載のとおり元利が未納のものについても潜在的な違約金は発生している（※の部分）。したがって、①に記載した貸付

金について、将来調定分も含めて延滞債権として管理すべきという考えと同様に、将来調定される潜在的な違約金も債権管理の対象とするべきである。なお、ここで言うところの債権管理とは、個々の相手先の違約金を計算したうえで償還指導時に活用することや、年度末時点等一定時点の違約金について潜在的な違約金も含めて全体を把握したうえでマクロ的な視点から今後の対処方針を検討することなども含まれる。

また、特に母子寡婦資金貸付金に関する違約金については、福祉事務所ごとに調定の時期が違っており、違約金自体を把握できていない事務所もあることから、今後早急な改善が望まれる。

なお、詳細については、第4章の各項目で記載する。



※ 債権管理の一環として、年度末時点等一定時点までの違約金額を把握しておく必要がある部分

3 未収金管理の抜本的見直しの方向性

（１）未収金管理の基本的な考え方

未収金の回収局面では、まず、債権者が債務者に請求し、次に債務者がこれを履行（弁済）することにより債権が消滅し、結果的に未収金が回収されることとなるため、このような通常の過程における管理を実施していくこととなる。

また、債務者が債務を履行しないときには、履行を督促したり、担保を徴したり、場合によっては強制的な措置を講ずるなど、さまざまな状況に対応して未収金管理を実施することにもなる。

未収金管理の基本は、以下のような主要な管理事務について、確実に実施していくことにある。

①債権管理簿への記載

納入義務者が納付期限を過ぎても完納しないものが発生したときは遅滞なく、債務者の住所・氏名、債権金額、履行期限などを調査確認のうえ、債権管理簿に記載する。

②督促

債権の全部または一部が履行期限を経過してもなお履行されていない場合には、債務者に対して原則として書面により督促する。督促は、一般債権については強制履行の請求などの前提となる。

③債務弁済能力調査（財産調査）

一般債権の場合、債権が発生したときは、遅滞なく債務者の財政状況や業務の状況など債権回収に影響を及ぼす事項を調査・確認のうえ、債権管理簿等に適切に記載する必要がある。

④時効中断措置

債権が時効により消滅する可能性があるときは、時効を中断するための必要な措置をとらなければならない。

⑤強制履行の請求等

債務者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは強制履行の請求等の措置、例えば、担保権の実行（保証人に対する履行の請求を含む）、訴訟または非訟手続による履行の請求（訴訟提起、調停の申し立て）をとらなければならない。

⑥徴収停止・履行延期の特約等

債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合等所定の要件に該当するものは、徴収停止の整理を行うことができる。また、債務者が無資力またはこれに近い状況であるとき、債務者が債務の全部を一時に履行することが困難でかつ、資産の状況により履行期限の延長が徴収上有利と認められるときなどは、履行期限の延期の特約等ができる。

⑦不納欠損処理

債権が、免除、消滅時効の完成等の事由に該当するときは、直ちに収納できない事由を明らかにしたうえで、不納欠損として整理する。

（2）監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

（3）監査の意見

①抜本的改善の検討

1）平成12年度包括外部監査の指摘の改善状況

平成12年度包括外部監査の指摘について、県においてはその後対応をしている（個別詳細については、上述の「1 平成12年度包括外部監査（貸付金の管理状況について）のその後の状況」を参照）。

債権回収事務は、法律的知識、専門的な情報収集、専門的な回収ノウハウが必要な面があり、長期滞留債権の場合には回収が非常に困難である。

例えば、県財務規則では、延滞債権について債権の保全上特に必要と認めたときは、裁判所に申請し仮差押または仮処分の手続きをしなければならいと定めているが、法的措置に基づく債権手続は通常の債権回収とは異なり、専門的能力やノウハウを必要とすることから、各部課において遅滞なく実施することが現実的ではない状況となっている。

また、各部課が法的措置を講じる際に同一の納入義務者に対する債権を他課に照会しなかったこと等に起因して回収が困難になっているものもあり、このような場合の債権の整理に関する規則が定められてもいない。

全県の債権を総括的に保全するため、各部課の申し出に基づき、全ての納入義務者に関する情報を知りうるような統一・専門的な組織の設置なども検討の視野に入れる必要があるものと考えられる。

2）基本的な“意識”の変革

各地の地方公共団体においても、債権管理、特に未収金の回収率向上には苦慮しており、回収率向上のために抜本的な改善策がとられている例がある。

県職員が未収金管理に費やしている管理時間に係る人件費コスト等を鑑みるならば、県職員の人的資源及び能力について、「選択と集中」の視点から未収金管理に関する事務のあり方を根本的に再検討すべきであると考えられる。

また、借手である県民においても、抜本的に意識を変革する必要があるものと思料する。例えば、貸付金に起因して発生する未収金は、民間金融機関等よりも有利な条件で資金融通がなされた結果に基づくものであり、このことをもって県という公的機関としての機能は十分に果たされていると考えるべきである。そのため、県民が債務を弁済するという局面においては、民間金融機関等に対する債務弁済と何ら変わる点はないということを県及び県民ともども再認識すべきではないだろうか。

一言で言うならば「借りたものはきちんと返す」「借りたものの返済を促すことは、当然の責務である」という“意識”を醸成することである。

3) 抜本的改善のための具体的な方向性

未収金の管理に係る抜本的改善のためには、全庁あげての対策や今までの管理手法とは異なる方法(例えば債権回収業務の専門業者への外部委託等)の検討も視野に入れるべきである。

以下、他の地方公共団体における債権管理業務の先進的な事例を記載する。

【事例1】浜松市における債権回収の取組状況

浜松市では、滞納額削減のための全庁横断的専門組織として、滞納債権の一元的な処理を行う債権回収対策課を財政部に設置している。このような組織の設置により、人員・ノウハウの集中による効率化を行うと同時に、税・債権管理に関する専門家の更なる導入を図っている。これにより高額税債権及び回収困難な使用料等滞納債権等を担当し、整理・回収を行っている。

浜松市では「市税滞納削減アクション・プラン」(平成19年6月)を作成し、滞納を元から絶つ政策を実施している。その概要を示すと次のようになる。

現年分収納率の向上

- 収納率の達成目標の設定
- システマティックな対応
 - 滞納の発生から法的処理に至るまでの取り扱いの基準、スケジュールの明確化
 - 民間委託、非常勤職員、市職員の役割分担の明確化
- 債権管理条例の制定
 - 先進事例を踏まえつつ、市の債権管理に資する不納欠損処理の基準、法的処理のための基準などについて、市税のみならず公私債権にわたり包括的に規定

- 債権処理検討委員会の設置
 - 早期に法的処理、不納欠損処理等の債権処理の方針を決定するため、債権処理検討委員会を設置
 - 滞納発生後9ヶ月後を目途に債権処理の方針を決定できるように定期的に開催
- 市民への広報
 - 滞納対策は公平性の観点から重要であることを市民に強く広報する
 - 収納状況を総合的に開示する資料として、(仮称)「市税のすがた」を作成
- その他の対策
 - 口座振替利用率増加策の実施
 - コンビニ収納の拡大
 - インターネット公売の拡大
 - 先進自治体の研究

累積滞納額の削減

- 債権回収対策課の設置
 - ノウハウを蓄積し、高額または徴収困難な債権回収を実施
 - 国民健康保険料、保育料等の公債権やその他の私的債権についても担当し、市における債権回収の指導的立場を担う
- 現年分に係る対応以上に法的処理を含めた早期のシステマティックな対応
- 債権処理検討委員会の活用
- 静岡地方税滞納整理機構との機能分担
 - 平成20年4月に設立準備が進められている静岡地方税滞納整理機構との機能分担と協力関係の強化

民間委託、非常勤職員、市職員の役割分担の明確化

- 民間委託へのシフト
 - 民間委託や非常勤職員で代替できる業務を徹底的に洗い出し、可能なものから民間委託へシフト
 - 民間委託の費用対効果を分析・検証し、より先進的な委託の可能性を検討
- 民間委託及び非常勤職員等の活用
 - 民間委託では、夜間・休日の対応を可能とすることで、債務者と会話をする率を徹底的に引き上げ、比較的初期の滞納予備軍について収納促進を図る
 - 民間委託による電話催告・訪問催告の実施の率を向上させることにより

滞納繰越額の率を削減し、目標値を達成する

- 民間委託と職員対応の連携を図る
- 数年間の臨時的な措置として、滞納整理の経験があるOB等の短期任用の検討
- 民間委託、非常勤職員化で削減可能な職員は、法律上職員にしか許されていない業務（差し押さえ等の法的な処理など）に振り向ける

市全体の収納体制の見直し

- 税務業務の見直し
 - 平常時を基準とした職員配置に切り替え
- 全庁体制の確立
 - 収納率の向上・滞納額の削減は、全庁体制の収納対策が必要
 - 職員や市民の意識改革を図るためには、トップ自らが収納体制の先頭に立つなどの対策も必要
 - 税務経験者などを活用した全庁的な収納対策の実施
 - 収納対策・キャンペーンは、年度始め、ボーナス時期、お盆等在宅の可能性が高い時期などに実施

滞納整理にあたる職員のモチベーション向上策

- 目標の設定
 - 収納関係業務は、苦情が多く市民から感謝されることも少ないため、モチベーションを保ちにくいという特殊性がある
 - これらに対応するため、システマティックな業務・組織体制を構築し、組織目標や締め切り期日を設定する
 - 担当職員個人についても目標を設定するとともに行動計画を明示していく
- 人材育成の本格化
 - 職員に対する体系的な収納業務の研修の実施、収納業務に適性等のある職員については専門機関における研修に計画的に派遣
 - 定型的な業務については、徹底したマニュアル化を実施
- 組織の活性化
 - 個人別収納額上位者等を公表し、表彰制度を設定するとともに、人事課に報告
 - トップを含めた幹部職員が徴収現場を激励訪問し、現場重視の姿勢を示す

【事例2】堺市における債権回収の取組状況

内閣府に設置されている官民競争入札等監理委員会 公共サービス改革小委員会 徴収分科会 に平成 19 年 4 月 11 日に堺市から提出された資料によると、堺市では次のような取組がなされている。

民間活用 of 取組

- 平成 17 年 11 月から市税、平成 18 年 9 月から保育料につき、納付を呼びかけるコールセンター業務を実施し、運営を民間に委託

債権回収対策室の創設

- 地方自治体には多種多様な債権（未収金）が存在・累積しており、今後の徴収業務のあり方について、聖域のない議論、幅広い視点での検討が必要である等の問題意識から、各種未収金の徴収対策を一括的に取り組む債権回収対策室を創設
- 取組内容
 - 市全体の債権管理の実施
 - 高額・困難債権の回収業務の実施（国民健康保険料、保育料、公営住宅使用料など 12 債権）

【事例3】世田谷区における債権回収の取組状況

東京都世田谷区では平成 18 年 3 月に「債権管理重点プラン」を作成し、これまで以上に債権回収に力を注ぐこととしている。

その背景としては、バブル崩壊後の長期にわたる景気低迷などの影響もあって、住民税や国民健康保険料、保育料や給食費等がきちんと納められないケースが全国的に増加していること、これを放置しておく区と区に取組に必要の財源が確保できなくなるばかりでなく、「区民が公平・公正に負担し、共に支えあう」という、区政運営の基盤が揺らぐことなどとしている。

また、債権ごとに目標収納率を定め、実績と対比して評価を加えている。

基本的考え方

- 現年徴収の徹底
 - 現年分の徴収の成果がその後の滞納繰越額に直結することから、現年分徴収率の向上を目指す
- 職員の専門性の向上と滞納整理の強化
 - 専門研修の充実、納税課が持つノウハウの庁内共有化、効率的な督

促・催告の実施、財産調査の実施

- 保険料徴収体制の強化
- 不納欠損処理基準の明確化
- 制度運用の適正化
 - 保険料賦課、貸付金の制度運用について、基準の明確化を図り、制度運用の適正化を推進

取組みの進捗状況

- コンビニ収納の実施
- 電話催告センターの機能充実
 - 自動電話催告システムを活用した納付勧奨等の実施
 - 夜間催告、土曜日の催告の実施
- 滞納整理の強化とインターネット公売の導入
- 保険料収納課の設置
- 職員の専門性の向上
 - 東京都主税局と連携し、職員の相互派遣を行い、財産調査や徴収計画などの専門的知識の習得
 - 弁護士等の専門家を講師に債権管理研修を実施

今後の取組

- 電話催告センターの機能強化
 - 対象債権範囲の拡大、休日・夜間等の催告の実施
- 納付、支払い環境の充実
 - コンビニ収納について対象債権の範囲拡大を検討
 - ATM 払い等新たな納付手段の導入の検討
- 滞納整理ノウハウの共有化
- 民間活用の検討
 - 民間事業者が持つ専門性とノウハウの活用について検討
- 私法上の債権の履行確保に向けた対応
 - 強制徴収の手段のない私法上の債権については、公平性・公正性の見地から司法手続きによる履行の確保を図る
 - 司法的手段を講じるものについては一定の基準に基づき総合的に判断する

【事例4】徳島県における債権回収の取組状況

徳島県でも債権回収に積極的な取り組みがなされている。以下の資料は、徳島県における新規事業に関する政策評価シートから抜粋したものである。

債権管理強化事業

中小企業近代化資金特別会計において、高度化資金及び設備近代化資金の貸付を行っており、貸付金の債権管理業務の推進については、マニュアル等に基づき各債権に応じた期中管理を実施することは重要であり、特に不良債権の未然防止という観点から、経営状況の把握・分析等を始めとする調査分析が、今後の管理効率性の面からも、また当該借入を受けた中小企業者等の経営支援の面からも必要不可欠である。

また、債権管理業務については、法律知識と経験が必要であるため、「債権回収業に関する特別措置法」に規定された債権管理業者（サービサー）に次の事項を委託することにより、債権管理業務の強化を図る。

- 貸付先の経営状況の把握
- 連帯保証人の調査
- 担保の調査・管理
- その他債権管理に必要な調査

県営住宅退去者滞納家賃徴収業務委託事業

県営住宅退去者の滞納家賃にかかる回収については、滞納者の追跡が難しく、また、景気低迷による経済事情の悪化等から回収が困難な状況にある。しかし、県財産の保全及び行政の公平性の観点から回収を図っていく必要がある。

そのため、県営住宅退去者の滞納家賃にかかる債権回収の用務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき設立された債権回収業者に委託する。

【事例5】公営住宅の滞納家賃の徴収に関する事務の民間委託について

公営住宅の滞納家賃の徴収に関する事務の民間委託については、業務内容に応じた委託の可否の判断が必要となる。以下の資料は「公営住宅の滞納家賃の徴収対策の留意事項等について」（国土交通省住宅局住宅総合整備課課長補佐 事務連絡 平成19年12月27日）より抜粋したものである。なお表中の「法」とは公営住宅法を指している。

民間委託の可否	事務の内容	留意事項等
○ 民間事業者に委託できる事務（いずれも個人情報保護の観点から配慮が必要）	督促に関連する事実行為として行う事務 例) 督促状等の作成・封入・送付	
	文書や電話による自主的納付の勧奨等 例) ・滞納者に対し、家賃を滞納している事実を伝え、自主的な納付を呼びかけること ・滞納者の納付に係る意思や納付予定時期を確認すること ・滞納者が任意に申し出た事情を記録すること ・滞納者の照会に応じ、家賃の滞納に関する事実を説明すること	
	居所不明者に係る住所等の調査	債権回収会社等の民間事業者のノウハウ活用による効率化が重要
	滞納家賃の徴収事務（事実行為として行うもの） 例) 口座振替	口座振替の活用等、時間や場所を選ばず、税や各種使用料等をまとめて納付することができる環境整備が重要
	法的措置（明渡請求（法第32条第1項第2号）等の強制処分）に関連する補助的な事務 例) ・契約解除や強制執行時の現地立会いの補助 ・差押え物件の保管	
	その他行政による判断が不要な機械的事務や事実行為として行う事務 例) 収入申告書の配布・回収	

第3章 監査の結果と意見（総論）

民間委託の可否	事務の内容	留意事項等
△ 民間事業者に委託できるが、その実施に当たって特に注意が必要な事務	滞納者宅への訪問や庁舎等への呼び出しによる自主的納付の勧奨等 例) ・滞納者に対し、家賃を滞納している事実を伝え、自主的な納付を呼びかけること ・滞納者の納付に係る意思や納付予定時期を確認すること ・滞納者が任意に申し出た事情を記録すること	以下の点に特に注意が必要 ・直接滞納者に面接することにより問題が生じる可能性も高いことから、そのような場合には直ちに事業主体担当職員が対応できるよう万全の体制を整備する必要 ・特に滞納者宅への訪問については、個人情報等を庁舎等の建物外に持ち出すこととなるため、個人情報保護の観点から万全の措置を講じておく必要
× 民間事業者に委託できない事務	家賃の決定(法第16条第1項等)	公営住宅の家賃の決定等については、公営住宅制度の目的と密接不可分であり、公営住宅に係る業務の健全な継続の上で極めて重要であることから、事業主体が自ら実施し、その収入として収受する必要
	家賃の減免(法第16条第4項等)	
	家賃の徴収猶予(法第19条等)	
	収入の状況を把握するための調査(法第34条)	公営住宅法により、事業主体の長のみ認められた権限
	滞納家賃の督促	地方自治法により、地方公共団体(事業主体)の長のみ認められた権限

第3章 監査の結果と意見（総論）

民間委託の可否	事務の内容	留意事項等
	法的措置(明渡請求等の強制処分)	相手方の意思に反して行う公権力の行使や法律事務に該当し、弁護士法や公営住宅法により、事業主体のみに認められた権限

また、同事務連絡に添付されている資料では、公営住宅の滞納家賃の徴収に関する事務の民間委託等について、平成19年9月1日時点において1,746事業主体を調査(公営住宅を管理する都道府県47、政令市17、その他市区町村1,682事業主体)した結果、以下のようなまとめがなされている。

○委託の有無

	有	無
都道府県	36(76.6%)	11(23.4%)
政令市	13(76.5%)	4(23.5%)
その他市区町村	51(3.0%)	1,631(97.0%)
合計	100(5.7%)	1,646(94.3%)

※括弧内は、都道府県・政令市・その他市区町村ごとの割合

○委託の形態

	指定管理者制度	委託契約	併用
都道府県	19(52.8%)	10(27.8%)	7(19.4%)
政令市	3(23.1%)	7(53.8%)	3(23.1%)
その他市区町村	17(33.3%)	33(64.7%)	1(2.0%)
合計	39(39.0%)	50(50.0%)	11(11.0%)

※括弧内は、都道府県・政令市・その他の市区町村ごとの委託している事業主体のうちの割合

○委託先

	公社	公社以外も委託先としているもの			
		債権回収会社	民間会社	その他	複数を併用
都道府県	15 (41.7%)	— (0.0%)	— (0.0%)	11 (30.6%)	10(2) (27.8%)
政令市	5 (38.5%)	— (0.0%)	— (0.0%)	3 (23.1%)	5(1) (38.5%)
その他市区町村	8 (15.7%)	2 (0.0%)	13 (25.5%)	24 (47.1%)	4(3) (7.8%)

第3章 監査の結果と意見（総論）

合計	28 (28.0%)	2 (2.0%)	13 (13.0%)	38 (38.0%)	19(6) (19.0%)
----	---------------	-------------	---------------	---------------	------------------

※括弧内は、都道府県・政令市・その他の市区町村ごとの委託している事業主体のうちの割合

※公社とは、地方住宅供給公社をいう

※「複数を併用」の括弧内は、債権回収会社も含んでいるものの数とする

※債権回収会社に委託しているのは、兵庫県、徳島県、福岡県福岡市、熊本県八代市、沖縄県那覇市、浦添市、沖縄市、宮古島市（併用しているものも含む）

○対象債務者

	入居者・退去者	退去者のみ	入居者のみ
都道府県	29(80.6%)	0(0.0%)	7(19.4%)
政令市	11(84.6%)	0(0.0%)	1(7.7%)
その他市区町村	29(56.9%)	2(3.9%)	20(39.2%)
合計	69(69.0%)	2(2.0%)	28(28.0%)

※括弧内は、都道府県・政令市・その他の市区町村ごとの委託している事業主体のうちの割合

○委託している事務の内容

	都道府県	政令市	その他 市区町村	合計
①督促状等の作成・封入・送付	27 (75.0%)	11 (84.6%)	29 (56.9%)	67 (67.0%)
②自主的納付の勧奨(文書)	32 (88.9%)	11 (84.6%)	29 (56.9%)	72 (72.0%)
③自主的納付の勧奨(電話)	33 (91.7%)	13 (100%)	26 (51.0%)	72 (72.0%)
④自主的納付の勧奨(訪問)	32 (88.9%)	13 (100%)	29 (56.9%)	74 (74.0%)
⑤自主的納付の勧奨(呼び出し)	11 (30.6%)	5 (38.5%)	8 (15.7%)	24 (24.0%)
⑥居所不明者に係る住所等の調査	17 (47.2%)	6 (46.2%)	9 (17.6%)	32 (32.0%)
⑦滞納家賃の徴収事務(口座振替等)	36 (100%)	13 (100%)	42 (82.4%)	91 (91.0%)
⑧法的措置(明渡請求)に関連する補助的な事務	23 (63.9%)	4 (30.8%)	14 (27.5%)	41 (41.0%)
⑨法的措置(明渡請求以外の強制処分)に関連する補助的な事務	22 (61.1%)	2 (15.4%)	8 (15.7%)	32 (32.0%)

第3章 監査の結果と意見（総論）

⑩その他（収入申告書の配布・回収、口座振替の加入促進等）	4 (11.1%)	2 (15.4%)	14 (27.5%)	19 (19.0%)
------------------------------	--------------	--------------	---------------	---------------

※括弧内は、都道府県・政令市・その他の市区町村ごとの委託している事業主体のうちの割合

○費用対効果

インセンティブ契約（主に報奨金や奨励金を付した契約）により徴収率向上の効果を上げている事業主体がある（24 事業主体（都道府県 4、政令市 3、その他市区町村 17））

○徴収率の向上や事務の効率化のために工夫している点

- ①民事調停、訴訟、強制執行等の法的措置を的確に実施（15 事業主体）
- ②夜間・休日における滞納者宅への訪問等の実施（12 事業主体）
- ③初期の滞納者に対する重点的な指導を実施し、長期の滞納者への移行を防止（12 事業主体）
- ④公営住宅管理担当部局内の組織的体制の整備
 - ・会議等により、担当職員間での情報の共有化を図り、懸念事項等について調整（11 事業主体）
 - ・徴収に関する事務に特化した職員を配置（10 事業主体）
- ⑤地方公共団体内における各種公金の徴収の連携強化
 - ・他の公金（税、各種使用料等）徴収担当部局との情報交換（7 事業主体）
 - ・各種公金の徴収を一括して取扱う滞納対策担当部署の設置（7 事業主体）
- ⑥口座振替による納付の勧奨（7 事業主体）
- ⑦入居者の都合に合わせた随時の徴収の実施（5 事業主体）

○個人情報保護のために講じている措置

業務委託契約書、協定書等において、以下のとおり、個人情報保護法令等の遵守について明記している。（92 事業主体（都道府県 34、政令市 10、その他市区町村 48））

- ・情報の他用途使用の禁止
- ・委託した事務の再委託の禁止
- ・適正な情報管理（機密の保持、収集方法の制限、情報が記載された書面の複写・複製の禁止、資料の返還等）
- ・個人情報保護に関する研修の実施

第3章 監査の結果と意見（総論）

○委託の実施状況に関する公表の有無

	有	無
都道府県	32 (88.9%)	4 (11.1%)
政令市	8 (61.5%)	5 (38.5%)
その他市区町村	42 (82.4%)	9 (17.6%)
合計	82 (82.0%)	18 (18.0%)

※公表の方法としては、ホームページ、広報、告示、該当団地への掲示、入居者への通知等がある

※括弧内は、都道府県・政令市・その他の市区町村ごとの委託している事業主体のうちの割合

○主な問題点等

- ・入居者とのトラブルが生じた場合、最終的には事業主体の担当者が対応せざるを得ない。
- ・民間事業者との契約を定額契約としているため、民間事業者に徴収率向上のインセンティブが生じない。
- ・公営住宅を退去し、行方不明となっている者の状況をはじめ、滞納者の実態の調査が困難であり、法的措置を円滑に行えない場合がある。
- ・公営住宅を退去し、行方不明となっている者に係る住所等の調査に多くの時間と費用をかけても十分な徴収率の向上の効果が期待されない。
- ・委託先の民間事業者との情報共有や連携が不十分なため、両者の責任の所在が曖昧になったり、同時期に並行して自主的納付の勧奨を行って、入居者等との間でトラブルが生じたりすることがある。

第4章 監査の結果及び意見（各論）

【一般会計】

一般会計における未収金の部局・課所・科目別金額の一覧は次のとおりである。
表中の1から9の番号は、以下に記載する各表題の番号を示している。

なお、表中に番号の記載のない未収金については、監査手続は実施したが、
監査の結果及び意見の双方につき、特に記載すべき事項がないため、記載を省略したものである。

表6 平成18年度一般会計収入未済額

(単位:円)

部局	課所		科目	収入未済額
学術国際部				2,455,243
		科学技術課	県立大学授業料	1,067,640
			短期大学部学生寮入居費用収入	506,000
		農林水産技術センター	水産物売払収入	767,760
		産業技術総合研究センター	高度技術研究所使用料	34,500
			県庁舎入居団体費用収入	79,343
健康福祉部				95,142,243
		長寿社会課	介護支援資金貸付金元利収入	45,830
	1	障害福祉課	心身障害者扶養共済加入者納付金	1,444,060
			雑入(特定分)	1,004,842
			雑入(一般分)	88,000
	2	子育て支援課	雑入(一般分)	16,464,760
		健康推進課	雑入(一般分)	847,156
		医務薬事課	公的医療機関等設備整備基金利子収入	1,939,632
			看護師等修学資金貸付金元利収入	4,084,534
		太平療育園	太平療育園使用料	455,722
			太平療育園手数料	2,000
			雑入(特定分)	90,617
	3	北児童相談所	児童保護費	12,719,290
			千秋学園費	769,800
			高清水園費	337,500
			太平療育園費	591,300
	3	中央児童相談所	児童保護費	34,666,930

第4章 監査の結果と意見（各論）

部局		課所	科目	収入未済額
			千秋学園費	2,851,570
			高清水園費	1,353,670
			太平療育園費	3,218,920
			小児療育センター費	175,740
			雑入(特定分)	4,320
	3	南児童相談所	児童保護費	10,725,610
			千秋学園費	248,750
			高清水園費	170,290
			阿桜園費	206,200
			太平療育園費	619,700
			小児療育センター費	15,500
生活環境文化部				1,013,791,874
	4	環境整備課	雑入(一般分)	1,013,791,874
農林水産部				6,678,932
		流通経済課	農業振興対策資金貸付金元利収入	5,331,498
5	農畜産振興課	畜産経営自立化促進資金貸付金元利収入	1,336,627	
		雑入(一般分)	10,807	
産業経済労働部				169,425
		資源エネルギー課	土地貸付収入	38,772
		鷹巣技術専門校	県庁舎入居団体費用収入	130,653
建設交通部				71,595,377
	4	港湾空港課	雑入(一般分)	16,285,500
	6	建築住宅課	県営住宅使用料	52,795,277
			雑入(一般分)	2,514,600
出納局				4,839,951
		会計管財課	土地貸付収入	534,315
			雑入(一般分)	28,969
	7	総務事務センター	雑入(一般分)	4,276,667
北秋田地域振興局				7,117,711
	8	大館福祉環境部	未熟児等養育措置費	19,707
			生活保護費返還金	5,934,977
			雑入(一般分)	277,539
	6	鷹巣福祉事務所	未熟児等養育措置費	18,290
			建設部	河川占用料
			県営住宅使用料	407,600

第4章 監査の結果と意見（各論）

部局		課所	科目	収入未済額
			雑入(一般分)	359,625
山本地域振興局				6,124,321
8	山本福祉環境部	未熟児等養育措置費	8,489	
		生活保護費返還金	4,057,974	
		雑入(一般分)	742,368	
6	建設部	県営住宅使用料	1,079,000	
		雑入(一般分)	236,490	
秋田地域振興局				13,412,284
1 8	秋田福祉環境部	児童保護費	62,200	
		心身障害者扶養共済加入者納付金	383,400	
		生活保護費返還金	10,318,941	
		雑入(特定分)	10,000	
		雑入(一般分)	2,038,789	
	農林部	雑入(一般分)	249,574	
	建設部	河川土石採取料	349,380	
仙北地域振興局				601,807
	農林部	雑入(特定分)	135,674	
		雑入(一般分)	466,133	
平鹿地域振興局				24,963,997
8	平鹿福祉環境部	児童保護費	4,400	
		生活保護費返還金	21,882,598	
		雑入(一般分)	2,652,899	
6	建設部	県営住宅使用料	424,100	
雄勝地域振興局				249,000
1	雄勝福祉環境部	心身障害者扶養共済加入者納付金	249,000	
教育庁				823,608
7	福利課	雑入(一般分)	823,608	
警察本部				613,653
9	会計課	過料(放置違反金)	312,000	
		雑入(一般分)	301,653	
合計				1,248,579,426

出所:秋田県内部資料

1 心身障害者扶養共済加入者納付金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

心身障害者扶養共済制度は、心身障害者を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡また重度の障害を負ったとき、心身障害者に終身一定額の年金を支給する制度である。この制度により心身障害者の生活の安定と福祉を増進し、心身障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることが出来る。

なお、根拠法令としては、秋田県心身障害者扶養共済制度条例、秋田県心身障害者扶養共済制度条例施行規則、心身障害者扶養保険契約事務手順要領等である。

②制度の内容

心身障害者を扶養している保護者は、心身障害者扶養共済に加入することにより、加入時の年齢により定められた所定の金額の掛金を支払う。

加入者が65歳以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して20年以上加入した場合は、以後の掛金は免除される。また、生活保護法により保護をうけている世帯に属する者等の掛け金の納付が困難な加入者は、掛金減免申請書を提出して掛金の減免を受けることができる。

年金は、加入者が死亡または重度障害と認められたときに、その月から加入者が扶養する心身障害者に毎月支給される。更に、1年以上加入した後に、先に心身障害者が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給される。5年以上加入した後に加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。

加入者が特別の理由なくして掛金を2ヶ月間滞納したとき、翌月から加入者としての地位を失うとしている。一方、県の職権によって制度から脱退した場合、一時金は不支給となる。

③未収金の状況

心身障害者扶養共済組合加入者納付金の未収金は、上記の心身障害者扶養共済の掛金の未収金である。

（2）監査の結果

①掛金の長期未納による共済加入者の地位

秋田県心身障害者扶養共済制度条例第19条第1項第5号によると、加入者が特別の理由なくして掛金を2ヶ月間滞納したとき、翌月から加入者としての地位を失うことになる。

しかし、障害福祉課及び雄勝福祉環境部では、2ヶ月以上の掛金の滞納が生じても共済の加入継続を認めているため、数年以上の長期間の未納掛金が未収金として残っている。掛金を納付しない加入者に対し共済の加入継続を認めると、納入義務者に支払のモチベーションを与えず、適正な掛金を支払っている加入者との間の衡平を害する。長期間の掛金滞納中の加入者に対し、県は以下の対応をする必要がある。

- 既に掛金免除となっている者に対する所得及び財産調査と所得に応じた分割納付の指導
- 経済的に納付が困難な加入者に対する所得に応じた分割納付の指導
- その他の長期未納者については条例に基づく速やかな脱退処理

②県財務規則による債権の回収事務の徹底

県財務規則によると、納入期限が経過しても入金されない場合は、納期限後 20 日以内に督促状を送付するとともに完納を督促しなければならないと定められている。

しかし、障害福祉課では平成 17 年度に各地域振興局へ未納者の調査を依頼し、催告状を送って以降は未収金の回収活動は行っていなかったため、未収回収に向けた取組みを徹底して継続する必要がある。

（3）監査の意見

①債権管理簿への記載の徹底と各担当に対する積極的な働きかけ

障害福祉課の未収金の回収事務は各地域振興局の福祉環境部障害福祉担当職員が担当している。障害福祉課は各地域振興局からの報告を電話で受けるのみで、その内容を記録しておらず、未収金・納入義務者の状況を把握していなかった。

障害福祉課は、各地域振興局に対し未収金の回収について積極的に働きかける必要があり、各地域振興局からの報告も含めた未収金整理の記録を債権管理簿に残す必要がある。

②債権回収マニュアルの作成

秋田福祉環境部において未収金の催告状を送付したところ、脱退した納入義務者から、「過去に県職員から未納掛金は脱退一時金で相殺されるため滞納はないと言われた」とのことでトラブルになった事例がある。しかし同部の担当者が過去の記録を調査したところ、当該納入義務者は、掛金の滞納により秋田県心身障害者扶養共済制度条例第 19 条(脱退等)の規定に基づき加入者としての地位を失ったため一時金の支給がされず相殺は不可能であった。

未収金の回収事務にあたっては、このような県担当者と納入義務者の間のトラブルが発生することは今後も十分に考えられる。よって、債権回収マニュアルを作成し、トラブルの防止策と発生時の対応策を具体的に定める必要がある。

③同一納入義務者に対する関係課との連携の必要性

秋田福祉環境部と障害福祉課の双方に債務を有する納入義務者について、秋田福祉環境部の未収金 307 千円の回収は、障害福祉課の未納分 13 千円の回収後に行うことになったため、現在秋田福祉環境部では催告状の送付、訪問による督促等を行っていない。秋田環境福祉部の平成 18 年度末未収金残高のうち、監査実施時の未回収残高は 320 千円であることから、そのほとんどが障害福祉課の回収遅延を原因とする延滞債権であるといえる。

秋田福祉環境部は、債権の滞留解消のため、障害福祉課に対し債権回収状況または督促状況を確認することが望まれる。

2 雑入（児童扶養手当の過払い）に対する未収金

（1）概要

①児童扶養手当制度

児童扶養手当は、父母の離婚、父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童、又は父が障害者である場合の児童に対して手当を支給する制度である。その目的は、母子世帯等の生活の安定と自立を促進することにより、児童の福祉の増進を図ることにある。

②特別児童扶養手当制度

知的障害又は身体障害の状態等にある在宅障害児である児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母又は養育者に対して手当を支給するものである。

表7 児童扶養手当と特別児童扶養手当の主な相違点

項目	児童扶養手当	特別児童法要手当
根拠法令	児童扶養手当法 児童扶養手当法施行令 地方自治法	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令 地方自治法
対象児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満の中程度以上の障害のある児童に適用される。	20歳未満で心身に重度又は中程度の障害のある児童
受給資格者	母(監護) 養育者(同居、監護、生計維持)	父又は母(監護、生計維持) 介護者 養育者(同居、監護、生計維持)
公的年金との相違	国民年金の老齢福祉年金以外の公年金とは併用できない。 児童の父に支給される公的年金の額が加算対象になっているときは支給されない。	受給者は全ての公的年金と併用できる。 対象児童は障害を事由とした公的年金を受給しているときは支給されない。
その後の保証	なし (母子寡婦福祉資金貸付制度)	国民年金法による障害基礎年金

③手当額の減額又は受給資格の停止

児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度では、児童が二人以上いる場合において、児童が施設入所し又は、児童のいずれかを養育しなくなった場合や、手当を受けている人が所得の高い扶養義務者に扶養されることになった場合は、手当の減額や停止をする場合があるため、速やかに届け出を行うことになっている。

また、児童扶養手当制度は、母子世帯を対象としているため、以下の場合については、手当を受ける資格を喪失するため、届出が必要となる。

- 婚姻したとき
- 事実上婚姻関係（内縁・同居）となったとき
（事実上の婚姻の関係が疑われる場合などは、必要に応じて県担当職員が調査を行い、事実婚であると認められる場合は資格を失う）
- 公的年金を受給できるようになったとき
- 対象となる児童を養育しなくなったとき、父と生計を同一にするようになったとき
- 対象となる児童が児童福祉施設等に入所又は少年院等へ収容されたとき
- 遺棄している父から安否を気遣う電話・手紙や送金があったとき、または連絡を取ったとき
- 拘禁中の父が（仮）出所したとき

④未収金の状況

児童扶養手当制度及び特別児童扶養手当制度は、資格喪失をした後も引き続き手当を受けていた場合は、受給資格がなくなった月の翌月から受給していた手当を全額返還することになる。この返還金の未納により未収金が生じている。

（2）監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

（3）監査の意見

①滞留を長期化させない対策の検討

児童扶養手当の過払いに対する収入未済額が、平成元年度以降、平成18年度まで、各年度に残っている。これ以上滞留を長期化させないように、努力が必要である。

県内在住の滞納者については、県内の福祉事務所と連携を取りながら回収努力すべきである。

県外在住者については、部課を超えた横断的組織で回収の対応を検討すべきである。

また、県の公金納付が可能な金融機関への振込み以外の方法による回収方法についても検討すべきである。

②新規に過払いを発生させない措置

過払いの事実を把握することが困難であることと、一旦発生すると長期間滞留する可能性があるところに、この未収金の特徴がある。

新規に過払いを発生させないようにするため、通報窓口の設置、「児童扶養手当法」第35条に基づく処分（「偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。」）など、具体的な方策を検討すべきである。

3 児童相談所で発生する未収金

（１）概要

①児童福祉費負担金

児童相談所長の措置決定に基づき、児童等を里親に委託、又は児童福祉施設等に入所させた場合、あるいは、措置に代えて、指定医療機関に対し、児童等を入院させて、治療等を行うことを委託した場合、その児童等に係る経費を支弁した県が、児童福祉法第56条第2項により、児童本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、徴収する負担金である。

また、歳入科目（付記）は、負担金徴収に係る措置対象施設が、県が設置した施設である場合、その施設名を付し、それ以外の施設等については、「児童保護費」として整理されている。

なお、児童相談所では、県の「児童福祉法施行細則」に基づき、措置決定等に伴い発生する負担金の調定、納入通知、債権管理全般を行っている。

②未収金の状況

平成18年度決算における未収金は、以下のようになっている。

表8 未収金の課別・相談所別内訳

（単位：円）

予算 主管課	歳入科目 （付記）	北 児童相談所	中央 児童相談所	南 児童相談所	合 計
子育て 支援課	児童保護費	4,702,630	15,997,040	3,963,630	24,663,300
	千秋学園費	769,800	2,851,570	248,750	3,870,120
	特定分	—	4,320	—	4,320
	計	5,472,430	18,852,930	4,212,380	28,537,740
障害 福祉課	児童保護費	8,016,660	18,669,890	6,761,980	33,448,530
	阿桜園費	—	—	206,200	206,200
	高清水学園費	337,500	1,353,670	170,290	1,861,460
	太平寮育園費	591,300	3,218,920	619,700	4,429,920
	小児寮育センター費	—	175,740	15,500	191,240
	計	8,945,460	23,418,220	7,773,670	40,137,350
合 計		14,417,890	42,271,150	11,986,050	68,675,090

出所：秋田県内部資料

（2）監査の結果

①未収金に含まれている時効消滅額

平成18年度決算における未収金のうちには平成19年4月時点で時効消滅していると推察されるものが見受けられる。次表は、中央児童相談所の状況であるが、北児童相談所の場合は、未収金の6割、南児童相談所の場合は、2割程度が見込まれる。

表9 中央児童相談所の実質債権額内訳

（単位：円）

予算主管課	歳入科目(付記)	未収金	時効消滅分	実質債権額
子育て支援課	児童保護費	15,997,040	9,282,830	6,714,210
	千秋学園費	2,851,570	1,813,920	1,037,650
	特定分	4,320	—	4,320
	計	18,852,930	11,096,750	7,756,180
障害福祉課	児童保護費	18,669,890	11,559,520	7,110,370
	高清水学園費	1,353,670	1,322,470	31,200
	太平寮育園費	3,218,920	2,668,020	550,900
	小児寮育センター費	175,740	121,600	54,140
	計	23,418,220	15,671,610	7,746,610
合 計		42,271,150	26,768,360	15,502,790

出所：秋田県内部資料

時効消滅した債権は、県財務規則第389条に基づき納入義務者別に「不納欠損調書」を作成し、速やかに不納欠損処分を行うことになるが、これがなされないまま未収金が増加している状況となっている。

不納欠損処分ができない背景として、対象となる未納者は、生活維持のために職を求めて県内外を問わず頻繁に転居する者、結婚・離婚を繰り返す者、行方不明者等多岐にわたっており、これらの者について所在・家庭状況・収入状況をリアルタイムで把握するのは、マンパワーの中で限界があると考えられるためである。

早急に改善策を検討すべきである。

（3）監査の意見

①適切な債権管理

適切な債権管理の観点から、次の事項について早急に取り組む必要がある。

- 時効消滅した債権等について、不納欠損処分を行うこと
- 未納者に係る児童等の措置が解除されても、債務者の所在、家庭状況等を継続的に把握する手段を講じること

債権の回収にあたっては、具体的な回収方針を県として策定したうえで以下の方法を検討すべきである。

- 債権回収業者への委託、若しくは債権管理専任職員の配置をする
- 他の都道府県に在住する債務者には、県の横断的組織で対応する
- 債務者にとって納入しやすい方法を検討する

4 行政代執行によって発生する未収金

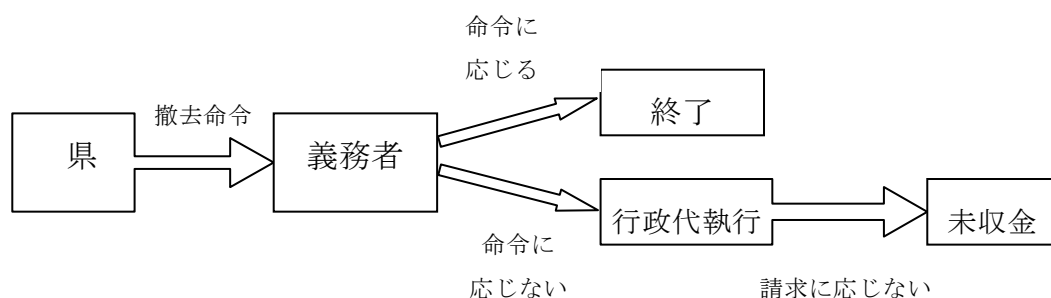
（１）概要

①制度の趣旨

現在、環境整備課と港湾空港課の２つの課において、行政代執行による未収金がある。行政代執行とは、行政機関が行う撤去命令などに応じない者に代わって、行政機関が強制的に撤去するなどの措置をとることである。そして、この撤去などにかかった費用は、撤去などに応じなかった者から徴収することになるが、その者が徴収に応じなかった場合に、行政機関において未収金が発生することになる。行政代執行及びその徴収に関連する主な法規は以下のとおりである。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の5 第19条の8
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第15条の6
- 行政代執行法
- 国税徴収法 第82条

図1 行政代執行のフロー



②未収金の状況

2つの課において発生した行政代執行による未収金の額及びその内容は以下の表のとおりある。

表 10 県における行政代執行によって発生した未収金

（単位：千円）

担当課	H18 年度末 未収金額	未収金の 発生年度	内 容
環境整備課	88,079	平成 13 年度	県中央部の産業廃棄物中間処理施設に関する行政代執行により発生したものである。登記上法人は存続しているが法人の実態はない。

第4章 監査の結果と意見（各論）

担当課	H18 年度末 未収金額	未収金の 発生年度	内 容
環境整備課	907,448	平成 11 年度 から 平成 18 年度	産業廃棄物最終処分場に関して平成 11 年 1 月から 3 月に行ったドラム缶及びシュレッダーダスト等の撤去等に関する行政代執行である。 平成 16 年度から平成 24 年度まで、水処理等に関する代執行が、産廃特措法に基づく支援を受けながら継続される。 未収金は、すべて破産管財人に交付要求しており、破産手続きの状況を確認している。
港湾空港課	16,285	平成 14 年度	埋設油送管の撤去に関する行政代執行。法人は登記上残っているが、実態はない。但し、最近代表取締役の追加の動きがある。
合計	1,011,812		

未収金の合計金額 1,011,812 千円は、一般会計の未収金合計 1,248,579 千円の約 81%を占めている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①債務者に対する調査の継続的实施

行政代執行については、(1)で示したとおり未収金の残高が大きい、その発生に至る経緯より、当初から回収が困難な状況にある。しかしながら、回収に向けた努力は必要である。

この点において、港湾空港課で発生した行政代執行に関する未収金に関して、平成 19 年 4 月に法人における代表取締役の異動の動きがあり、この調査に関する費用を予算化して、法人の調査を進めることが望まれる。

5 畜産経営自立化促進資金貸付金に対する未収金

（１）概要

①制度の趣旨

畜産経営について緊急にその自立化を促進するため、県が農業者に貸し付ける資金として設置された基金である。貸付対象としては、乳用牛又は肉用牛を飼養している農業者であって、知事が認定する畜産経営自立化計画に基づく事業を行うものに対するものである。

根拠法令等は、秋田県畜産経営自立化促進基金条例、秋田県畜産経営自立化促進資金貸付要綱、秋田県畜産経営自立化促進資金事務取扱要領 等である。

②未収金の状況

昭和 54 年度に発生した未収金であり、その内容は以下のとおりである。

表 11 未収金内訳

(単位:千円)

納入義務者	当初貸付元本	調停済額	収入済額	未収金額
4 名	5,500	2,506	1,158	1,347

（２）監査の結果

①債権管理簿への正確な記載

債権回収のための実施履歴などが記載された債権管理簿が十分に引継ぎをされておらず、督促履歴等の確認ができない状況である。

長期にわたる未収金の回収業務について、職員のローテーションとの関係で形式的な引継事項としてのみ処理されている可能性があり、抜本的な債権回収策が検討されていない可能性もある。

地方公共団体は地方自治法等の定めに従い、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

また、県財務規則第 391 条により債権管理簿の整理記載の定めがあり、また様式第 319 号の 2 により債権管理簿が定められている。

これらの行為事実を立証するため、債権管理簿の督促履歴を整理し、適正な管理がなされるべきである。

（３）監査の意見

特に記載すべき事項はない。

6 県営住宅使用料に対する未収金

（１）概要

①制度の趣旨

県営住宅とは、「公営住宅法」に基づいて建設・管理されている公的な賃貸住宅であり、当該制度は、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、国民性格の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

県営住宅の家賃制度は、入居しようとする世帯の収入、住宅の立地条件、規模等に応じて家賃が決まる仕組み（応能応益家賃制度）となっており、原則として、家賃を3ヶ月以上滞納したとき等には退去することとされている。

根拠法令としては、公営住宅法、秋田県営住宅条例、秋田県県営住宅家賃滞納者法的措置要綱 等である。

②未収金の状況

県営住宅使用料に対する未収金の地区別内訳は以下のとおりである。

表 12 未収金地区別内訳

（単位：千円）

地区	管理戸数	未収金件数	未収金残高
北秋田	132	4	407
山 本	72	7	1,079
平 鹿	102	4	424
秋 田	1,884	160	55,309
由 利	70	0	0
仙 北	48	0	0
雄 勝	50	0	0
合 計	2,358	175	57,219

③未収金管理の状況

1）県営住宅の管理事務の概要

県営住宅の管理事務としては次のようなものがある。

入居者募集事務、入居申込受付・決定事務、退去事務、家賃決定事務、家賃調停事務、家賃減免事務、家賃等収納事務、家賃督促事務、住替承認事務、届出受理事務、財産管理事務、駐車場管理事務、管理人委嘱事務、防火管理事務、修繕事務 等

このうち、未収金管理に主として関連する事務は、家賃等収納事務、家賃督促事務である。

2）指定管理者制度の導入

県営住宅のうち、秋田地区については、財団法人秋田県建築住宅センターが指定管理者として、管理事務を実施している。

未収金管理に係る指定管理者と県との業務分担としては、県と指定管理者との家賃等収納事務委託契約によれば、県営住宅使用料、入居者敷金及び県営住宅駐車場使用料金の収納事務が県から指定管理者に委託されている。

3）未収金管理の概要

（ア）未収金管理事務の現況

県営住宅使用料の滞納対策として「秋田県県営住宅等家賃対応対策事務処理要綱」及び「秋田県営住宅滞納者法的措置要綱」が定められており、法的処理の方法等の対応要綱が整備されている。

（イ）未収金管理事務に関する指定管理者との関係

指定管理者である財団法人秋田県建築住宅センターが行う家賃督促は「県営住宅及び共同施設の管理に関する基本協定書」において、現年度並びに法的措置を講ぜざるを得ない滞納者を県に引き継ぐまでの滞納分の督促を行うこととされている。

また「秋田県県営住宅等家賃滞納対策事務処理要綱」第8条（督促の分担）では、過年度に家賃滞納がある滞納者についてはすべて建築住宅課が行い、過年度に家賃滞納が無い滞納者（現年度のみ滞納者）に対する督促は財団法人秋田県建築住宅センターが行うこととされている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①滞納処理のノウハウに係る他部門との情報の共有

県営住宅使用料に特有の部分はあるが、「秋田県県営住宅等家賃対応対策事務処理要綱」及び「秋田県営住宅滞納者法的措置要綱」等は他の所管部課における未収金の管理にも応用できる部分があり、優れたノウハウについて他部門との積極的な情報の共有化を図るべきである。

②対応マニュアルの作成

実務ベースで実施すべき具体的な回収実施方法等に関する詳細マニュアルは存在していない。

詳細マニュアルを設定して、担当者の実務に役立てることを検討すべきである。例えば、具体的な記載内容事例としては次のようなものが考えられる。

- 退去命令の発動などに関し、不公平感が生じないように一定の定量的なルール（例えば滞納月数、滞納期間など）を事前に決定し、一律に適用
- 連帯保証人への請求方法等の具体的なポイントなどの解説
- 居住先への調査の際のポイントなどの解説と具体的な話法

③債権管理方法の工夫（債権管理簿の記載方法の検討等）

債権管理簿に記載されるべき項目に空欄などがあり、また過去の経緯の記載についても不十分な面が見受けられ、職員の人事異動により情報の引継が十分に行えない状況となっている。

債権管理簿の記載方法を有効なものに検討すべきである。実施した事項を散文的に記載するのではなく、移動先住所、移動勤務先、連帯保証人への要求状況、法的手続の実施段階、対応の基本方針と方針選定理由など、重要かつ定型的に情報を入手すべき事項の記載の欄を設定し、担当者の業務引継の際にも過去の経緯がわかるように検討をすべきである。

また、債権管理簿の記載に基づき、債権管理担当者以外の者による定期的な検査、チェックを実施することによる内部牽制も検討すべきである。

④指定管理者との債権管理に係る事務処理分担

指定管理者は行政サービスの一元化の観点から、行政処分等一部の業務を除き、県営住宅等の入居者及び入居希望者等の窓口業務の大部分を実施している。当該業務の中には家賃等収納事務も含まれている。また、指定管理者との家賃等収納事務委託契約によれば、指定管理者は県営住宅使用料、入居者敷金及び県営住宅駐車場使用料金の収納事務の委託を県から受けている。

このような業務分担を前提とするならば、実質的には、滞納者に係る最新かつ的確な情報は指定管理者が有するものと考えられる。債権の滞納管理は適切な情報を適時に把握することが重要であり、過年度滞納者に対する管理の一切を建築住宅課が行うことは必ずしも合理的な業務分担とは考えられない面がある。

以上から、指定管理者と建築住宅課の業務分担に関し、当年度・過年度といった滞納の発生時期による督促業務の分担をするのではなく、例えば、入居者について滞納が発生している場合については、過年度滞納分も含めて指定管理者が督促管理を実施するなど、入居者・退去者の区別を基準として実質的に有効な方法を検討すべきである。

また、指定管理者に対する収納事務委託契約について、債権回収額等に応じた成功報酬型の委託料金の算定を導入するなど、指定管理者のインセンティブを活用した回収率の向上も検討すべきである。

⑤指定管理者の活用

指定管理者に対する県側のモニタリングシステムを確立し、当該モニタリングの中において、債権回収向上を評価項目として設定すべきである。またこれらについて、月例報告、年度報告時にチェックを行い、PDCA サイクル（PLAN-DO-CHECK-ACTION）を確立すべきである。

指定管理者の公募の際の評価基準に債権回収向上率などを織り込むのも一案である。現状では連帯保証人の状況は原則として入居時にしか確認していないため、例えば、現入居者について連帯保証人の定期的な確認を指定管理者に課すなどの工夫も考えられる。

また、県及び指定管理者間において、指定管理者の仕様書に記載のある滞納者協議（6,9,12,3月に実施）を実施することとなっているが、随時電話にて実施されている状況である。個別の滞納者について、検討を加え、議事録等の資料を残すことにより、職員の人事異動等が生じた場合でも情報の共有化ができるようにすべきである。

⑥各地域振興局における債権管理

秋田地区における県営住宅使用料の管理については、指定管理者によって管理されているが、それ以外の地区においては、各地域振興局が直接管理している。

これらの地域振興局においては、独自の債権管理システムがあるわけではなく、県の財務会計システムに基づいて、毎月調定し回収業務を行っている。現状では、管理すべきボリュームは、秋田地区と比べて少ないが、県の債権管理を市町村に委託し、市営住宅と一体管理するなど、将来に向けて地域単位での市町村営住宅との管理の一本化や、指定管理者による管理の範囲拡大など、回収管理の合理化に向けた努力が必要である。

7 恩給過払金に関する未収金

（１）概要

①制度の趣旨

恩給及び条例年金は、公務員とその遺族を対象とした年金制度で、昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員等共済組合法による共済制度が発足する前に公務員を退職した人や遺族に支給している。支給は年 4 回であるが、平成 19 年 7 月支給期時点での受給対象者は以下のとおりとなっている。

表 13 恩給及び条例年金の受給者数

区 分	受給者別	受給者数	根拠法令
恩 給	県の在職で身分 が国の文官	33 人	恩給法
	公立学校等の 教職員	148 人	
恩 給	警察職員	66 人	恩給法
条例年金	県の吏員	22 人	秋田県退職年金条例
	公立学校等の 教職員	7 人	

②未収金の状況

恩給の過払いに関して発生する未収金は、いずれも受給者が死亡して失権したが、その判明が遅れ、それまでに支払われたことによる過払い分である。平成 18 年度末時点の恩給に関する未収金は、総務事務センターで 4,276 千円、教育庁福利課で 823 千円となっている。

担当課が複数あるのは、文官、警察職員についての担当課が総務事務センターで、教育職員の担当課が教育庁福利課に分かれているためである。

第4章 監査の結果と意見（各論）

表 14 平成 18 年末における恩給の過払いによる未収金

(単位:千円)

担当課	H18 年度末 未収金額	未収金の 発生年度	内 容
総務事務 センター	4,276 (1 件)	平成 7 年度	平成 2 年 11 月に恩給受給者が死亡し失権したにもかかわらず、県による確認が平成 7 年 3 月になったために、平成 2 年 12 月から平成 6 年 12 月に支払われた過払い分の内の未返納分である。現在、返済の意思はあり、分割返納中となっている。
教育庁 福利課	823 (1 件)	平成 11 年度	平成 11 年 8 月に恩給受給者が死亡し失権したにもかかわらず、その後 3 回にわたって支払われた過払い分である。 平成 15 年以降、関係者とコンタクトが取れていない。

（２）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（３）監査の意見

①未収金管理に係る部局間の連携

平成 15 年度以降、恩給受給対象者に対しては、支給期ごとに住民基本台帳ネットワークを使用し生存確認しており、今後同じような未収金が発生する可能性は少ない。既存の未収金については、2 つの課の間において情報交換をするなどによって、回収に向けたより合理的な方策の検討が望まれる。

8 生活保護費返還金に対する未収金

（１）概要

①制度の趣旨

生活保護制度は、生活に困窮している者に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保証するとともに、その自立の助長を図ることを目的としている。受給者には所定の基準で計算される最低生活費と収入を比較して収入が最低生活費に満たない場合に、その差額が支給される。保護開始後は、ケースワーカー等が世帯の実態に応じ、年２回から１２回の訪問調査を実施し、就労能力のある受給者への就労指導や、日常生活に指導を要する受給者への生活指導等を行っている。

②未収金の状況

この制度に関する虚偽の申請やその他不正な手段によって保護費の支給を受けた場合、保護費を支弁した都道府県又は市町村はその費用の全部又は一部を、受給者から徴収することができることとされている。

この他、緊急の場合等において資力があるにも関わらず保護を受けた場合は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、相当の額を返還しなければならないとされている。これらが未収金となっており、根拠法令等は生活保護法等に基づいている。

（２）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（３）監査の意見

①生活保護受給者が加入する保険契約

平鹿福祉環境部において、保険に加入していた生活保護受給者に保険事故が発生し受給者は保険金を受け取った事例がある。受給者から保険金受領の申告がなく、また、当該保険金は受給者の親族が大部分を費消してしまったため、保険金収入に関する生活保護の不正受給額が未収金となった。

生活保護受給者が民間の保険に加入している場合等、臨時収入により生活保護支給額が変更される可能性がある場合は、保険契約等の内容を県は十分に把握しておくべきである。当該情報に基づき、保険事故の発生の際は受給者に臨時収入が発生することを十分に認識し、臨時収入の発生した際はその発見に努め、不正受給が生じないようにする対策を講じる必要がある。

②生活保護法第78条による不正受給額の抑制

生活保護法第78条による不正受給は、年1回の課税調査や福祉事務所、県、市町村への通報により判明することが多い。

生活保護費返還金は不正受給の早期発見により、金額の増加を抑えることが出来る。現在、県は通報窓口を設けていないため福祉事務所の代表電話を通じて不正受給が判明するケースがある。福祉事務所は電話やインターネットを通じた相談窓口・ホットライン等を設けて早期発見に努めることが望まれる。

③債権回収マニュアルの作成

単身世帯の納入義務者が死亡した場合に不納欠損の可能性を検討するに際し、戸籍等で相続人を確認していなかったケースがある。また、納入義務者の認知症が進行している可能性が高く回収が困難なケースもある。

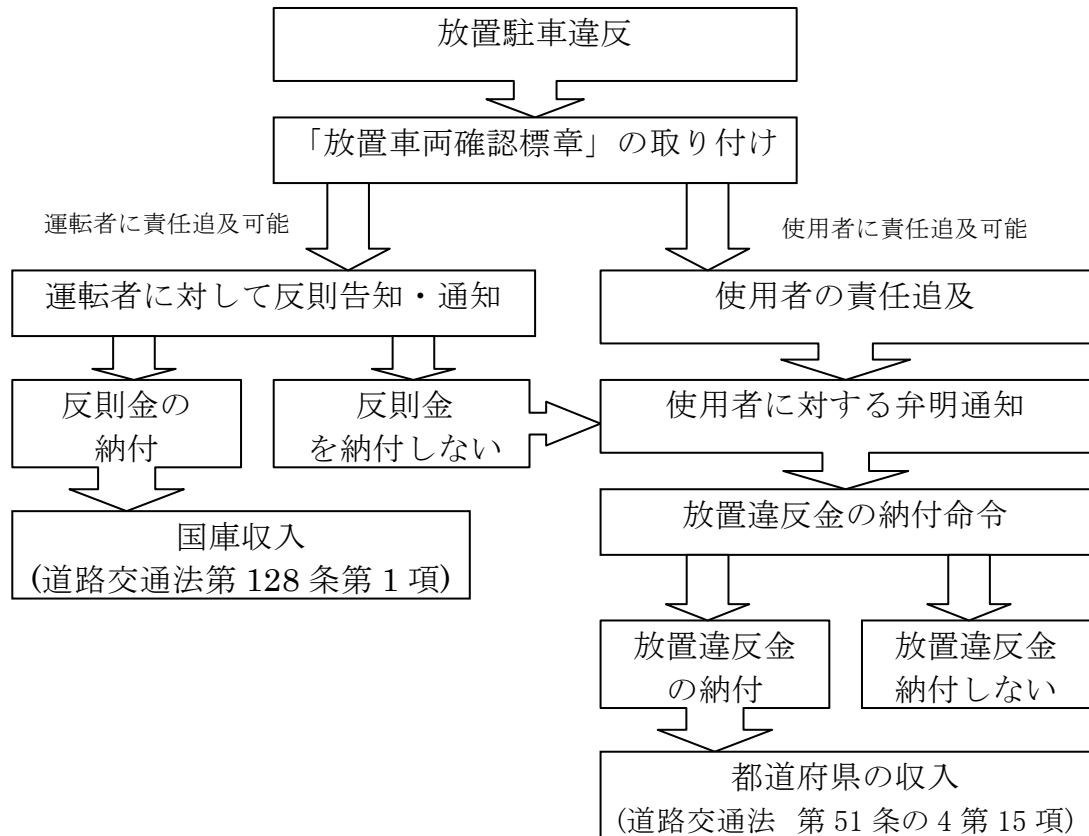
納入義務者死亡時の債権の扱い、不納欠損可能な返還金について、統一かつ具体的な方針、納入義務者が認知症の場合等の対応策を明らかにし、マニュアル化する必要がある。

9 過料（放置違反金）に対する未収金

（1）概要

放置違反金制度は、平成 18 年 6 月より道路交通法が改正されてできた制度であり、運転者に対して放置駐車違反に対する責任追及を行うことが難しいときに、放置駐車車両の使用者に対して、公安委員会が放置違反金の納付を命ずることができるというものである（道路交通法 第 51 条の 4）。この制度の趣旨は、運転者の特定が難しいという問題に対処し、車両の運行を管理する立場にある使用者の責任を強化しようとするものである。この制度により、平成 18 年 6 月以降、運転者のみならず使用者にも使用者責任を課すことにより過料の納付義務が課せられることとなった。処分の主な流れは以下のとおりである。

図 2 放置駐車に対する処分の流れ



（2）未収金の状況

運転者が支払う従来の反則金は国庫に納付されるが、放置違反金の場合、都道府県の収入になる。よって、運転手が出頭しないか、または運転者が反則金を納付しない場合、使用者に対して弁明通知書を送付する業務処理が行われ、納入通知書を発出するとともに調定を行い、納付期限までに違反金が納付されない

第4章 監査の結果と意見（各論）

場合は、未収金が発生することになる。そのため、放置違反金制度によって発生している未収金は、すべて平成18年6月以降に発生したものとなる。

平成18年度末時点で、放置違反金制度によって発生している未収金は、20件、312千円となっている。

（3）監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

（4）監査の意見

①債権管理マニュアルの整備

平成18年度末時点の残高、20件、312千円の内、約半年後においてはその内の約1/4が回収されていた。昨年6月以降の債権の発生および回収のペースや現在未収金で残っている債権の内容を考慮すると、今後未収金が増加することによって管理の負担は増えていく可能性がある。

担当課としては、会計管財課が作成した債権管理に関するガイドラインを参考にするなどして、合理的な管理手法を構築すべきである。

第4章 監査の結果と意見（各論）

【特別会計】

特別会計における未収金の部局・課所・科目別金額の一覧は次のとおりである。
表中の1から6の番号は、以下に記載する各表題の番号を示している。

表15 平成18年度特別会計収入未済額

(単位:円)

部局	課所	科目	収入未済額
農林水産部			80,743,356
	1	流通経済課	農業改良資金貸付金収入
	2	秋田スギ振興課	林業改善資金貸付金収入・違約金
産業経済労働部			2,577,802,958
	3	商工業振興課	中小企業設備導入助成資金
	4	商工業振興課誘致企業室	工業団地開発事業
建設交通部			1,848,001
		北部流域下水道事務所	下水道事業使用料
	5	秋田港湾事務所	港湾施設使用料
北秋田地域振興局			8,674,868
	6	大館福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入
山本地域振興局			1,700,919
	6	山本福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入
秋田地域振興局			18,172,986
	6	秋田福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入
平鹿地域振興局			36,296,755
	6	平鹿福祉環境部	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入
合計			2,725,239,843

出所:秋田県内部資料

1 農業改良資金貸付金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

新たな農業部門の経営の開始、新たな加工事業の経営の開始、農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入、農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入のような農業改良措置を実施する者に対して貸付を実施しているものである。

根拠法令としては、農業改良資金助成法、同法施行令、同法施行規則、秋田県農業改良資金貸付規則、農業経営改善関係資金基本要綱、農業改良資金制度運用基本要綱 等である。

②未収金の状況

農業改良資金貸付金に対する未収金の状況は以下の表のとおりである。

表 16 未収金の調停年度別内訳

（単位：千円）

納入義務者	未収金残高	調停年度別内訳		
		昭和 59 年 ～ 平成 2 年	平成 10 年 ～ 平成 17 年	平成 18 年
9 名	11,190	4,286	5,487	1,417

平成 18 年 12 月に県農林水産部長から各地域振興局長宛に「農業改良資金の延滞に係る状況調査について（依頼）」が通知されており、延滞者状況調査表に基づき調査が実施されている。

また、社団法人全国農業改良普及支援協会が主催する農業改良資金の債権管理に関する相談コーナー等への参加をするなどの取り組みはなされている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①違約金の計算

監査人の指示により平成 18 年度末における状況を算定したところ、未収金残高 11,190,191 円（①）に対し、違約金残高 22,624,323 円（②）という状況（②/

①：202.2%）であり、違約金が未収金残高の約 2 倍となっている。

違約金の回収方法につき、債務者の実情に応じた対策を検討すべきである。

②債権管理マニュアルの整備等

現状において秋田県の実情を踏まえた実効性のある回収業務フローの規定及びその根拠や具体的なマニュアル類の整備が不十分な状況となっている。

債権管理や回収へ向けた具体的なアクション・回収技法（連帯保証人への積極的な働きかけ等）などを検討すべきである。

2 林業改善資金貸付金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

林業改善貸付金は林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資するために、林野庁が行っている林業・木材産業改善資金助成法による貸付制度の一環として、林業に携わる者に対して貸付を行っている。

県における林業改善貸付金は、森林組合が申込受付窓口となり、申請に基づいて地域振興局が審査を行って貸付決定し、秋田県森林組合連合会が入金事務を行っている。

根拠法令としては、林業・木材産業改善資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法施行令、林業・木材産業改善資金助成法施行規則、秋田県林業木材産業改善資金貸付要綱、秋田県林業木材産業改善資金貸付規則 等である。

②未収金の状況

未収金が発生した場合、県は森林組合及び秋田県森林組合連合会に確認を依頼し、地域振興局と連絡をとって分割納付等の対応を検討している。訪問督促は、地域振興局、秋田スギ振興課、森林組合の3者で行っている。過去において、秋田スギ振興課が主導で貸付を行い、審査をしていたことから、地域振興局は昭和50年代等の古い債権の内容を把握しておらず、債権管理簿も秋田スギ振興課に保管されていることから、債権の回収が困難である。このため、秋田スギ振興課では、地域振興局に情報をフィードバックすることにより、地域振興局の積極的な対応を促進している。

平成18年度末の未収金の納入義務者は40名でそのうち34名が個人、6名が法人であり、昭和50年代の融資制度導入初期に貸付を行ったものが多い。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①未収金回収のための方針及び管理体制整備の必要性

県では、貸付金管理台帳の作成・管理を行っているが、未収金の回収マニュアル・ルール等は整備されておらず、過去において意思決定された回収事務方針や一斉整理等の履歴も文書として残されていない。このため十分な引継ぎがされておらず、業務が非効率となっている。未収金整理のための回収マニュアル等を作成・更新する等の管理体制を整備し、担当者の交代に当たっては明確な記録

を残して後任に引継ぐ必要がある。

②未収金回収事務の高度化の必要性

県では、現在未収金について一律年1～2回、催告状を発送しているが、昭和50年代の貸付分が未収金として残っており、多額の違約金が発生している。また過去において、催告状を発送しない年度もあり、訪問による督促も平成9年の次は平成15年に行う等不十分であり、かつ納入義務者によって対応に差があるが、何故この訪問方針となったのか、記録が無いため不明である。

納入義務者の債権返済意欲の向上と効率的な未収金の回収のために、一定の方針を定めて積極的に訪問による未収金の督促を行い、また相手先ごと、本人との面会や督促の頻度、債権回収業者への委託等の高度化を図るなどの対応が必要である。

③違約金の免除

平成18年度末の未収金は、貸付元本53,217千円に対して違約金が74,753千円（未調定分を含む）と多額に上り、状況から判断すると回収は現実ではない。納入義務者は元利完済すると同時に元利を上回る違約金が請求されることもある。しかし、林野庁の方針では違約金免除の制度を設けておらず、回収不可能な場合は地方自治法の定めに基づいているため、担当部課においては、違約金の免除は不可能と判断している。

一方で、他の融資制度で違約金免除の可能性が残されているものもあり、当融資制度は他の融資制度に比して納入義務者に厳しい制度となっている。他の融資制度との衡平性の観点より、県として違約金の免除に関する地方自治法に関する解釈を再度明らかにしたうえで、違約金の免除規程の設置等の可能性を検討し、基本方針を明確にする必要がある。

④保証人に対する請求

県では、従来未収金の督促は原則として本人に行い、保証人に対しては長期延滞でない場合は滞納の事実を知らせていなかった。また、納入義務者が延滞の事実を保証人に知らせないことを要望してきた場合は納入義務者から債務確認書の提出を受けることにより、保証人への未収金の催告状の送付を行っていなかった。

平成18年度に本人と保証人に対し一律に催告状を発送したところ、保証人が、滞留の事実を知らない、または保証人になった事実を覚えていないと主張するケースが発生した。

保証人に対し滞納状況を知らせると、早期に未収金の回収が図られ、また違約金の額を抑えることが出来る。よって未収金の回収に当たっては、納入義務者のみならず保証人も対象とするよう、ルール化をする必要がある。

3 中小企業設備導入助成貸付金に対する未収金

（1）概要

産業経済労働部商工業振興課が実施する中小企業への設備導入助成貸付金は、設備近代化資金と高度化資金の2種類に分けられる。

①設備近代化資金

中小企業の設備の近代化に必要な資金を無利子で供給することにより、信用力や資金調達力の弱い中小企業者の経営基盤強化に寄与することを目的とする制度である。財源は、国からの補助金と県費がそれぞれ1/2で構成されている。

昭和31年に根拠法（中小企業近代化資金等助成法及び中小企業近代化資金等助成法施行令）が施行されて以来、融資総額は約90億円となっており、高度成長下の中小企業の設備近代化に貢献してきた。ただし、平成11年に本資金は廃止され、平成12年度から小規模企業者等設備導入資金に移行されている。延滞債権はすべて設備近代化資金であるが、この主な貸付条件は以下のとおりとなっている。

表17 設備近代化資金の主な貸付条件

貸付対象者	中小企業者
対象事業	設備、機械、ソフトウェア等の取得
貸付割合	一の貸付対象設備につき、取得費用の50%以内
貸付限度額	4,000万円
貸付利子	無利子
償還期間	5年以内

②高度化資金

中小企業者が、組合などを設立して工業団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や商店街の近代化を図る事業（以下「高度化事業」という。）などに対して資金及びアドバイスの両面から支援する制度で、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）と県が一体となり診断助言や貸付けを行う協調融資である。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ロ及びハに掲げる事業並びに同項第15号に規定する業務のうち同項第3号ロ及びハに掲げる事業に附帯する業務として実施するものであり、県は、旧中小企業総合事業団の時代の昭和38年度以降、これまでに総額約304億円を融資している。

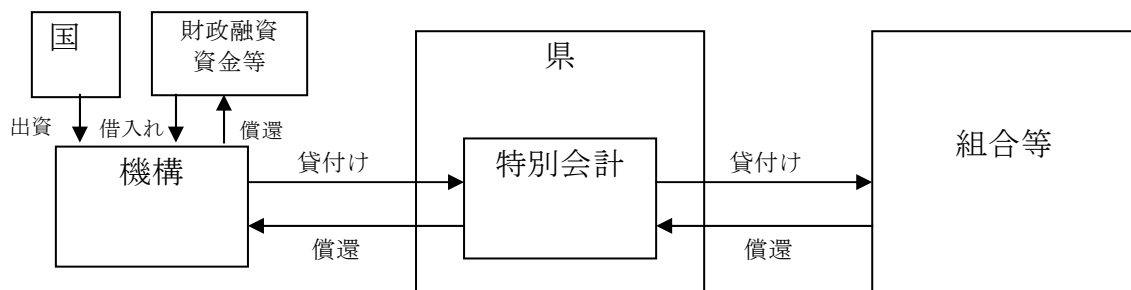
融資対象は、事業の実施主体と形態の違いにより、次の6つに分けられる。

表 18 高度化資金の融資対象

形態		内容
中小企業者	集団化形態	散在している事業者がまとまって立地環境の良い地域へ工場や店舗などを移転する。
	集積区域・再開発形態	商店街組合の小売商業者が、老朽化した店舗の建て替えなどを行ったり、アーケードなどの整備を組合ぐるみで行うなど。
	共同化形態	各社の事業の一部を共同で行うため、共同の施設を整備し利用する。
	事業統合形態	各社の全部または一部の事業統合を行うために施設を整備し事業を行う。
第3セクター	経営基盤強化支援形態	地域の中小企業者の研究開発、商品開発、販路開拓、情報化推進などの施設を第3セクターが整備し、運営する。
	商店街整備等支援形態	商店街の中核的施設（イベントホール、ポケットパーク、駐車場など）を、第3セクターが整備し、運営する。

貸付の方法は、県内の事業に適用されるA方式と、2つ以上の県にまたがる事業に適用されるB方式に分けられる。A方式は、県が窓口となり組合等の申請を受けて審査を行った上で貸付けを行い、その貸付財源の一部を機構が県に貸付けるものである。また、このA方式では回収も県が行う。一方、B方式は、機構が複数の県から貸付財源の一部を借入れ、業務委託先である商工組合中央金庫を通じて組合等に貸付ける方法である。よって、A方式では組合等、B方式では機構が県からの貸付先となる。実際は、貸付けのほとんどがA方式となっている。A方式の貸付スキームは以下のとおりである。

図3 A方式による貸付けスキーム



高度化資金の主な貸付条件は以下のとおりとなっている。

表 19 高度化資金の主な貸付条件

貸付割合	貸付対象施設の整備資金の 80%以内
貸付限度額	制限なし
貸付利子	1.10% (但し、要件に該当するものは無利子)
償還期間	据置期間を含み 20 年以内

（２）未収金等の状況

①未収金の状況

設備近代化資金及び高度化資金ごとの平成 18 年度末の未収金は次のとおりである。この残高は、平成 18 年度末までに調定された金額のうち、未収となっている額の合計である。よって、すべて延滞債権と解釈することができる。

表 20 収入未済額の状況

(単位:千円)

	元金	利子	違約金	計
設備近代化資金	44,770	—	252	45,023
高度化資金	(A) 2,269,512	223,923	1,146	2,494,583
計	2,314,283	223,923	1,399	2,539,606

合計 2,539,606 千円は、平成 18 年度末の特別会計収入未済額 2,725,239 千円の約 93%を占めている。また、上表より残高の大部分が高度化資金であることがわかる。

②延滞債権（延滞貸付先に対する貸付金総額から既回収額を控除したもの）の状況

上記①の未収金は、平成 18 年度末までに調定された金額のうち未収となっている額の合計であり、この金額には将来調定される潜在的な未収金が含まれていない。

この潜在的な未収金も含めた①の延滞貸付先に対する貸付金残高(①の延滞貸付先に対する貸付金総額－既回収額)は、次のとおりである。

表 21 延滞債権の状況

(単位:千円)

	元金	利子	違約金	計
設備近代化資金	44,770	—	252	45,022
高度化資金	(B) 3,207,561	255,648	1,147	3,464,356
計	3,252,331	255,648	1,399	3,509,378

③条件変更債権

高度化資金については、一定の条件のもと返済期限の変更(先送り)が認められている。この債権は、返済期限の延長などによって調定未済なので、延滞債権にはなっていないが、不良債権とすることができる。この条件変更債権は、平成 18 年度末で(C)1,642 百万円(元金ベース)ある。

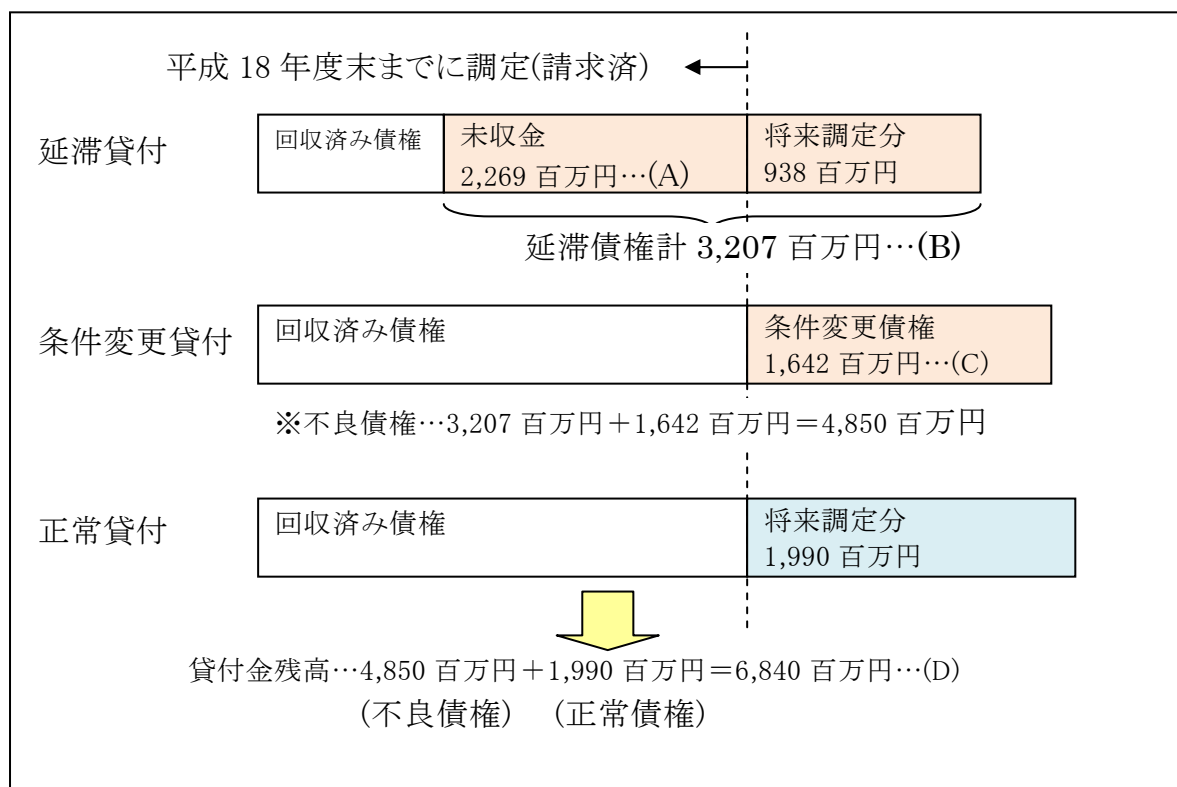
④貸付金残高（貸付金総額から既回収額を控除したもの）の状況

すべての貸付先に対する貸付金残高は、元金ベースで設備近代化資金が 45 百万円、高度化資金が(D)6,840 百万円となっている。

⑤まとめ

高度化資金について、未収金、延滞債権、条件変更債権、及び貸付金残高の関係をまとめると以下のとおりとなる。

図 4 未収金、延滞債権、条件変更債権、及び貸付金残高の関係



（3）高度化資金における不良債権の内容分析

①都道府県全体と秋田県との比較

設備近代化資金については、すべて平成11年度以前に貸付けられたもので、現在は延滞債権の回収業務のみとなっている。

一方、高度化資金については、貸付金残高6,840百万円の約70%に相当する4,850百万円が不良債権となっている。他の都道府県も同様に、高度化資金による貸付を行っているため、70%という不良債権率そのものについて言及する前に、他の都道府県の状況と県の状況を比較する必要がある。そこで、まず機構の各都道府県への貸付実績及び不良債権の状況と県のそれとを比較する。

表22 機構の不良債権、貸付金残高の状況(元本)

年度	不良債権(A)						貸付金 残高 (B) (百万円)	不良 債権率 A/B %
	延滞債権		条件変更債権		合計			
	件数	残高 (百万円)	件数	残高 (百万円)	件数	残高 (百万円)		
H12	558	55,386	264	91,873	822	147,260	1,071,754	13.7
H13	594	67,109	312	109,579	906	176,688	953,434	18.5
H14	602	67,082	357	124,808	959	191,890	853,482	22.4
H15	625	70,497	425	138,518	1,050	209,016	775,954	26.9
H16	635	69,926	442	132,445	1,077	202,371	686,235	29.4
H17	—	—	—	—	—	—	—	—
H18	—	—	—	—	—	—	—	—

出所：会計検査院「平成16年度決算検査報告」

（注1）機構の各都道府県への貸付の状況。各都道府県が回収未済のものは機構へも返済しないので、結果的に各都道府県全体の状況を示すことになる。

（注2）延滞債権は、3か月以上延滞している債権及び破綻先債権

（注3）条件変更債権は、当該年度に償還猶予を行っている債権

表 23 県の不良債権、貸付金残高の状況（元本）

年度	不良債権(A)						貸付金 残高 (B) (百万円)	不良 債権率 A/B %
	延滞債権		条件変更債権		合計			
	件 数	残高 (百万円)	件数	残高 (百万円)	件数	残高 (百万円)		
H12	28	2,681	0	0	28	2,681	10,211	26.3
H13	31	2,714	1	60	32	2,774	9,714	28.6
H14	34	2,894	6	780	40	3,674	9,252	39.7
H15	34	2,926	15	2,098	49	5,024	8,298	60.5
H16	33	2,854	15	2,290	48	5,144	7,761	66.3
H17	32	3,216	13	1,667	45	4,883	7,194	67.9
H18	32	3,207	13	1,642	45	4,850	6,840	70.9

（注1） 延滞債権は、調定済み未回収残がある相手先に対する貸付金残高

（注2） 条件変更債権は、当該年度に償還猶予を行っている債権

上の2表より、機構の各都府県への貸付、県の組合等への貸付のいずれも不良債権が増加している一方で、貸付金残高が減少していることにより、不良債権率が増加していることがわかる。不良債権が増加傾向にある理由は、バブル崩壊前後に進められた商店街近代化や工場建設が、バブル崩壊、不況の長期化によって共同事業を共に行っている事業者の経営不振等となり、貸付金の償還が困難となる中小企業者等が増加しているためと思われる。一方、貸付金残高の減少は、不況の長期化による民間設備投資の減退を反映している。なお、機構と県では、延滞債権の捉え方が若干異なるが、それを差し引いても県の不良債権率は高いことがわかる。

②延滞債権の分析

次に、延滞債権の内容を分析する。会計検査院は、平成16年度決算検査報告で、特に掲記を要すると認めた事項として「中小企業高度化事業における不良債権が多額に上っていて、その解消を図るため、より一層の債権管理態勢を整備することが必要な事態について」を報告している。その報告の中で17都府県の状況を検査している。この17都府県の検査結果（平成16年度）と県の状況とを比較する。

第4章 監査の結果と意見（各論）

表 24 延滞債権の貸付先の状況

		営業中	休業中	廃業	合計
秋田県	件数	19	0	13	32
	割合(%)	59.4	0.0	40.6	100
17都府県	件数	113	10	72	195
	割合(%)	57.9	5.1	36.9	100

出所：秋田県内部資料、会計検査院「平成 16 年度決算検査報告」

表 25 延滞先に対する物的担保の状況

		担保評価額 が延滞残高 を上回って いる先	担保評価額 が延滞残高 の 50%以上 100%未満	担保評価 額が延滞 残高の 50%未満	担保物件が処 分されるなど 担保のない先	合計
秋田県	件数	5	12	8	7	32
	割合 (%)	15.6	37.5	25.0	21.9	100
17 都府県	件数	50	41	50	54	195
	割合 (%)	25.6	21.0	25.6	27.7	100

出所：秋田県内部資料、会計検査院「平成 16 年度決算検査報告」

(注 1) 担保評価額は、秋田県の場合固定資産評価額の 70%で評価している。一方、17 都府県の場合、それぞれの対象県の評価方法による。

表 26 法的処理の実績(件数)

		12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
秋田県		法的処理の実績なし。						
17 都府県	抵当権実 行件数	1	6	8	6	5	—	—
	強制執 行件数	0	2	2	3	2	—	—

出所：秋田県内部資料、会計検査院「平成 16 年度決算検査報告」

延滞債権の件数は、県が 32 件(平成 18 年度末)であるのに対して、17 都府県合計で 195 件(平成 16 年度末)となっている。なお、県は組合員貸であるが、各都道府県の中には組合貸もあるため、一概に延滞債権の件数の比較はできない。

次に、延滞債権の貸付先の状況は、県、17 都府県いずれも営業中が 50%を超えているが、一方で、すでに廃業しているケースも 40%前後あり、状況は類似している。最後に法的処理の状況は、県では過去に法的処理の実績はないが、17 道府県では僅かではあるが法的処理を行っている県もある。

（４）県の債権管理の状況

①債権管理マニュアルの作成

県は、債権管理を適正に行うために、「中小企業高度化資金債権管理マニュアル」を平成 12 年 4 月に作成した。このマニュアルでは、1) 債権分類の基準の設定 2) 債権分類の基準に応じた管理方針の提示 3) 連帯保証人への対応方針の提示 4) 債権管理の実施体制の提示 5) 債権保全措置 などが記載されている。

②債権分類

前述したとおり、マニュアルにおいて債権分類の基準を設定し、それぞれの区分ごとに管理方針を定めているが、具体的には、金融庁が定めた検査マニュアルをベースとして、県独自の考え方によって 5 つに分類して管理を実施している。具体的な分類と管理方針は次のとおりとなっている。

表 27 債権分類

分類	対応方針
正常債権 (回収期待額 100%)	・定期的に決算書等を入手して、財務内容を調査 ・財務内容の調査の結果、必要であれば経営改善に向けての診断指導
要注意債権 (回収期待額 100%)	・診断指導を実施し、必要であれば返済条件の変更を検討 ・延滞が発生した場合、速やかに対応し方針を決定する
回収困難債権 (回収期待額 80%)	・定期的な訪問及び必要な助言指導 ・再建が困難な場合、担保処分及び連帯保証人への請求を行う ・適正額の分納が行われている場合には、分納の継続と増額を指導する ・分納の長期化が予想される場合には、財務分析と経営能力に応じた分納を指導する
回収不能債権 (回収期待額 50%)	・徴収停止(地方自治法 240 条、同法施行令第 171 条の5)の検討 ・履行延期の特約(地方自治法 240 条、同法施行令第 171 条の6)の検討
破綻債権 (回収期待額なし)	・不納欠損処分の実施

出所:秋田県作成「中小企業高度化資金債権管理マニュアル」より抜粋

平成 18 年度末現在、高度化資金及び設備近代化資金における延滞債権を上記の分類の基準にしたがって分類すると、以下のとおりとなる。

第4章 監査の結果と意見（各論）

表 28 延滞債権に対する債権分類

	高度化資金		設備近代化資金	
	件数	延滞債権額 (元本) (百万円)	件数	延滞債権額 (元本) (百万円)
要注意債権	1	11	1	1
回収困難債権	7	1,811	5	18
回収不能債権	16	1,286	5	18
破綻債権	8	100	8	9
合計	32	3,207	19	47

出所:秋田県内部資料

③機構との連携

県と貸付先は、金融機関のような日常の取引がなく、貸付先の動向を常時把握することには限界がある。また、債権管理を行っていくためには、時効の問題や民事の手続など専門的知識が求められる場合もある。このような点を補完するためにも、高度化資金においては、県と機構が連携した債権管理が必要となる。この点、機構は独立行政法人化した際の中期計画等の中で、都道府県の債権管理業務を支援するなどの措置を講じ債権管理業務の充実を図るとして、積極的に県と連携を図る姿勢を示している。

一方、県では、破綻した1案件の資産競売後の残債回収について、機構の債権調査アドバイザー制度を活用して専門家のアドバイスを受けた実績がある。

また、延滞先ではないが、貸付先の経営改善を支援する制度も活用している。

④あきた企業活性化センターの活用

あきた企業活性化センターは、中小企業の支援をあらゆる面から行うことを目的として、県の100%出資によって設立された財団法人である。センターの各種業務の中には、中小企業支援機関事業として、中小企業に対して窓口相談や専門家派遣さらには診断・助言を行っている。過去において「高度化資金」に関連した支援の実績は次のとおりである。

表 29 あきた企業活性化センター活用数

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
専門家派遣	1件	—	—
診断・助言事業	24 件	23 件	24 件

(注)専門家派遣は、平成 19 年度に 1 件実施中である。

⑤台帳等による管理

中小企業近代化助成資金システムによる管理のほか、訪問記録等が詳細に記

載された貸付先ファイル等で債権管理を行っている。

⑥ 違約金の管理

設備近代化資金、高度化資金のいずれも、支払期日に支払いが完了できなかった場合、支払期日から支払完了日までの日数に応じて違約金が発生する。債権管理上は、たとえ延滞債権であっても支払が完了しなければ違約金額が確定しないため調定できないが、償還指導時などに計算して管理している。

（5） 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（6） 監査の意見

① 全般事項

設備近代化資金については、現在は延滞債権の回収業務のみである。一方、高度化資金については、貸付金残高 6,840 百万円の約 70%に相当する 4,850 百万円が不良債権となっている。いずれの資金も、不良債権をいかに管理するかは、県にとって重要な問題となっている。特に、高度化資金の延滞金額は多額であり、全国の都道府県の平均と比較しても延滞債権率は高い。この状況に至った原因については、零細企業に対する制度融資という特徴や、秋田県の経済状況などを総合的に検討しなければならず、今回の監査のみでは、特定できない。しかしながら、今後、県は機構と連携をして、より一層債権管理体制を整備し、不良債権の回収に努めなければならないことは確かである。

② 債権分類毎の回収事務に関するより一層の高度化

現在、担当課では、実質担当職員 2～3 名分の工数で約 130 から 140 もの貸付先の管理を行っている。現在、担当職員は、担当貸付先について、貸付後 2～3 年の間は運営診断を実施し、その後も 2 年に一度は巡回訪問している。また、経営改善が必要な相手先には、随時経営指導を実施するほか、年に 2 度は訪問し状況の把握に努めている。しかしながら、多くの貸付先を管理しなければならないことより、1 つの貸付先に要することができる労力は限られる。

よって、限られた担当職員で最大限の効果を発揮するためには、今以上に選択と集中による管理が必要である。この点、すでにマニュアルに基づいて債権分類毎の管理が実施されているので、これを最大限に利用し、重要管理が必要な貸付先を選定し、人的資源を集中すべきである。例えば、以下の表のような方針を明確にし、分類毎に職員の投入度合いを明確にするなどして、重要な相手先には人的資源を集中的に投入し、一方、投入効果があまり見込めない貸付先には最小限の労力で管理するべきである。

第4章 監査の結果と意見（各論）

表 30 債権分類と職員の投入度合い

分類		職員の 投入度合い	対応方針
正常債権		小	・毎期決算書入手し状況把握 (あるいは、あらかじめ担当課で「状況報告書(財務含む)」ひな形を作成し、毎期貸付先に提出させる。担当課は毎期、この「状況報告書」を横並びで比較するが、訪問はしない。)
要注意債権	延滞未発生	最大	・診断指導(頻繁に訪問) ・機構の支援スキームを最大限利用 ・返済条件の変更を検討
	延滞発生 (初期段階)	最大	・診断指導(頻繁に訪問) ・機構の支援スキームを最大限利用 ・分納等対応方針の検討
回収困難債権	延滞発生 (再建可能)	最大	・診断指導(頻繁に訪問) ・機構の支援スキームを最大限利用 ・分納等対応方針の検討
	延滞発生 (再建不可能)	中	・分納方針の検討(訪問は年に1度程度) ・担保処分を検討 ・連帯保証人への請求
	廃業	小	・担保処分を検討 ・連帯保証人への請求
回収不能債権	営業中	小	・分納方針の検討(訪問は年に一度程度) ・担保処分を検討 ・連帯保証人への請求
	廃業	小	・担保処分を検討 ・連帯保証人への請求 ・不納欠損処分の検討
破綻債権		小	・不納欠損処分の実施

③機構との連携

前述したとおり、機構は独立行政法人化後、積極的に県と連携を図る姿勢を示している。一方、県では、破綻した貸付先の資産競売後の残債回収と、経営改善の2案件についてのみ、機構の支援制度を活用している。機構は、中期計画の中で、県への債権管理業務を支援するとしているため、今後は、各地域に設けた支部との連携や、債権調査アドバイザー制度の積極的な活用など、より積極的に機構と連携をし、債権の回収に努めるべきである。

④あきた企業活性化センターの活用

前述したとおり、平成18年度の「高度化資金」に関して、あきた企業活性化セン

ターによる診断・助言は24件となっている。また、専門家の派遣は平成16年度に1件、平成19年度に1件あるのみである。今後、より一層あきた企業活性化センターを活用し、貸付先の経営改善、それに伴う回収額の増額に努める必要がある。

⑤債権管理業者（サービサー）の活用

②に記載した通り、今後は、特に不良債権の未然防止という観点から、選択と集中によって効率的に各債権を管理することが重要である。また、③、④に記載したとおり、効率的に管理をするためには、機構との連携やあきた企業活性化センターを最大限に利用すべきである。

しかしながら、最大限の効率的管理を実施しても、限られた人員での管理には限界がある。このような場合には、債権管理業者（サービサー）の活用を検討すべきである。債権管理業者については、すでにその活用を行っている自治体もある。例えば、徳島県では、高度化資金及び設備近代化資金の債権回収の取組みの一環として、債権管理業者に対して、不良債権の未然防止の観点から貸付先の経営状況の把握・分析等を行わせており、徳島県はその分析結果を受けて必要な対応を適時に実施できるような体制を構築しようとしている（「第3章 監査の結果と意見 3 未収金管理の抜本的見直しの必要性」を参照）。

⑥違約金の算定

設備近代化資金及び高度化資金のいずれの場合も、延滞債権の支払が完了しなければ違約金額が確定せず、また、高度化資金については中小企業基盤整備機構との協議等により違約金が免除される場合もあるという理由で、支払が完了した貸付先のみ違約金を調定している。

一方、支払が完了していない貸付金については、償還指導時に計算して把握している。しかしながら、元利が未納のものについても潜在的な違約金であるため、年に一度、年度末時点等一定時点の違約金額を把握し管理すべきである。

4 工業団地開発事業に対する未収金

（１）概要

①制度の趣旨

県内の産業の振興及び経済の活性化を目的として、県内における企業立地の際の初期投資の大幅な削減を図り、工業団地の有効活用と企業誘致を促進する「あきたリッチプラン」の一環として、企業立地のための団地分譲制度を設けている。

工業団地分譲制度では、県を事業主体とする13箇所の工業団地について減額譲渡・減額貸付等による分譲・貸付事業を行っている。

根拠法令としては、秋田県工業団地内の土地の減額譲渡及び減額貸付に関する条例、秋田県工業団地管理及び処分要綱（旧秋田県内陸工業団地管理及び処分要綱、旧秋田県企業局工業団地事業用借地権に基づく貸付制度取扱要領）等である。

②団地譲渡制度

１）分譲制度

分譲制度は、通常の売買契約の他、使用貸借特約付売買契約によっても可能である。

ア）売買契約

県の誘致企業や中小企業等協同組合で工場等集団化計画を樹立しているもの等（譲受企業）は、一定の条件の下に県の取得価額よりも最大で50%割引価格で工業団地内の用地を譲り受けることが出来る。

譲受企業は、用地について売買契約の日から12年以内は、その用途等について以下のような制約を受ける。

売買契約の日から2年以内（指定期日）に必要な工事を完了し、事業の用途に供する必要がある。

指定期日から10年以内（指定期間）、秋田県の承認を得ずに当該用地に各種権利を設定することできない。

県は、指定期間満了の日までに契約違反があった場合には、要綱の定めに基づき当該用地の買い戻しを行う。これに違反した譲受企業には所定の違約金が発生する。

イ）使用貸借特約付売買契約

譲受企業は、使用貸借特約付売買契約によっても上記の制約の下に用地を取得することが出来る。同契約は一定期間内の売買予約を前提とした使用貸借分譲であり、使用貸借期は契約締結の日から10年以内となっている。売買代金の支払方法は、契約締結時の金額とし、使用貸借期間満了の翌日までに一括納入としている。期限内に納付がない場合は、県は直ちに契約を解除することが出来る。

2) 貸付制度

秋田県工業団地管理及び処分要綱(旧秋田県企業局工業団地事業用借地権に基づく貸付制度取扱要領)により、工業団地に10年以上20年以下の期間(再契約可)につき、事業用借地権を設定して賃貸借契約を締結することが出来る。

③未収金の状況

平成18年度末の未収金は、3件で合計38,196千円であり、団地分譲制度による未収金である。このうち1件36,465千円は売買契約の解除による違約金、他の2件計1,730千円は売買契約及び事業用地借地権財産貸付収入に係る未収金である。県は、財産貸付収入のうち1件1,426千円には現在工場建設中であるため一時的に資金繰りが悪く未収となっていると判断し、納入義務者より支払計画書の提出を受けたうえで、用地の貸付を継続している。

(2) 監査の結果

①県財務規則 384 条による相殺適状の必要性

未収金の中には土地の売買契約を締結し代金が完納された後、指定期間満了の日までに契約違反があったため、当該売買契約が解除され、同時に違約金が発生し、当該違約金が未収となった事例がある。県は、違約金の調定後に売買代金の全額を譲受企業に返済し、違約金と売買代金の相殺しなかったため、違約金が滞納状態となったものである。

県財務規則 384 条によると、民法 505 条により、同一の納入義務者について相殺可能な債権と債務があるときは、納入義務者に通知したうえ、当該債権と債務を相殺しなければならないとしている。これによれば、当該ケースは違約金と売買代金が相殺され未収金の発生を回避できたものと考えられる。このような同一相手方に対する債権・債務は、県財務規則 384 条により代金の相殺が必要であることを徹底する必要がある。

(参考)相殺適状

【秋田県財務規則 384 条】

納入通知者は、その所掌に係る債権について民法第 505 条の規定による相殺適状の県の債務があることを知ったときは、直ちに当該債権に係る納入義務者に相殺する旨を通知するとともに、当該債務に係る支出命令者に相殺又は充当すべきことを、相殺通知書をもって通知しなければならない。

【民法 505 条】

二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

（3）監査の意見

①売買契約の合意解除による違約金の発生回避の検討

売買契約の日から2年以内(指定期日)に必要な工事を完了し、事業の用途に供する必要がある売買契約において、指定期日までに用途に供することが出来なかったため違約金が発生し、当該違約金が未収金となっている事案がある。当該事案では契約締結後、指定期日までの間に他企業からの同用地の土地需要があった。このため、指定期日より前に売買契約の合意解除を行っていれば、契約違反とはならず違約金は発生しなかった可能性がある。

県は、契約締結後も譲受企業の売買契約条件の遵守状況を定期的にモニタリングする必要がある。そのうえで譲受企業の財政状態の悪化等により、指定期日までに事業の用途に供することが出来ず、違約金が発生する可能性がある場合には、合意解除の可能性を検討し、違約金の発生を未然に防止する必要がある。またこのような防止策の方針を契約書に盛り込む等、文書化する必要がある。

②土地売買時の貸付料の清算とモニタリングの必要性

土地売買において、土地売買契約を締結する以前、2ヶ月にわたり貸し付けし、土地売買代金については納入されたが、貸付料の精算が行われないうちに、その2週間後に納入義務者が自己破産を申し立て、未収金となった事例がある。

土地の賃貸借から売買への移行に当たっては、納入義務者に対し、貸付料の未納を解消してから売買代金を納入させる必要がある。

また、この工業団地分譲制度は県の長期的な経済発展のための制度であるため、売買代金納入後2週間で自己破産する企業に土地を譲渡することは制度趣旨に合致していない結果となる。使用貸借期間中又は同期間満了にあたり、当初の制度趣旨に見合った土地の分譲であることを確かめるため、譲受企業がその後も同用地で事業を継続するだけの能力及び意思があることを確認する必要がある。

5 港湾施設使用料に対する未収金

（１）概要

①制度の趣旨

港湾施設使用料は、県内の港湾施設の維持管理のため、港湾施設用地の利用申請者に対して使用許可を与え、1㎡あたり440円の年間使用料金を収受するものである。

根拠法令としては、秋田県港湾施設管理条例、同施行規則等である。

②未収金の状況

県は港湾施設用地に関し、一時使用を含めて平成18年度は年間426件95百万円の使用許可を行っている。秋田港湾事務所は、納入義務者に対し長年港湾施設用地の使用を許可していたが、平成16年度分の使用料が未収金となっている。

平成18年度末の未収金は1件1,640千円である。現在、債務弁済契約公正証書により毎月5万円を分割納付中である。

（２）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（３）監査の意見

①納入義務者の信用状態のモニタリングの必要性

当該滞留事案は、納入義務者の業績の悪化による港湾施設用地使用料の滞留であるが、業績が悪くなる経緯について、担当課である秋田港湾事務所では事前に十分な把握をしていない。長期・一定金額以上の使用許可につき、許可更新時に定期的に納入義務者の財政状況等のモニタリングを行うことが望ましい。

しかし、一定条件を満たした全ての納入義務者から財務書類を入手して詳細なモニタリングを行うことが効率的でないこともある。この場合は以下のような簡易チェックの結果を総合的に行うことも考えられる。

- 施設内の巡回等による認識可能な稼働状況
- 過去一定期間内に発生した一時的な滞納や分割納入の有無
- 施設の他の使用者業者又は業務を通じて入手しうる情報・風評

そのうえで、長期未収となる可能性のある納入義務者に対しては、前払による月次更新契約を導入して使用料の前払を徹底することにより、時の経過と共に未収金が累積的に増加することを防止することができる。

また、一定期間を定め、当該期間を超えて使用料を滞納した場合は施設の使用の許可を取り消す等のルールを導入も検討する必要がある。

6 母子寡婦福祉資金貸付金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

1）目的

母子家庭及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進させることを貸付事業の目的としている。

2）根拠法令等

- ・母子及び寡婦福祉法
- ・母子及び寡婦福祉法施行令
- ・母子及び寡婦福祉法施行規則
- ・秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則
- ・母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領
- ・秋田県母子寡婦福祉資金貸付の手引き
- ・母子寡婦福祉資金貸付・償還指導員設置要綱
- ・母子寡婦福祉資金貸付・償還指導員服務要領

3）会計及び財源

「母子及び寡婦福祉法」第36条に基づき、「母子寡婦福祉資金特別会計」が設置されている。母子寡婦福祉資金貸付金事業は、国と県との共同事業であり、国庫借入金との額と県の一般会計からの繰入金との割合は、昭和43年度以降、国が3分の2、県が3分の1となっている。

4）国の施策との関係

「母子家庭及び寡婦等の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成15年厚生労働省告示第102号）において、従来行われていた児童扶養手当の給付を中心とした施策を根本的に見直し、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いて、「経済的支援」、「養育費の確保の促進」、「子育て・生活支援」、「就業支援」を総合的に展開するとしている。

平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」が改正され、平成15年4月から施行されているが、県は改正された「母子及び寡婦福祉法」第12条に従い、平成17年度から平成21年度までの期間に係る「母子家庭及び寡婦自立促進計画」（以下、「自立促進計画」という。）を策定している。この「自立促進計画」は、「あきた21総合計画」及び「秋田県次世代育成支援行動計画」の個別計画としての性格を有している。県は「自立促進計画」で5つの基本目標を設定しているが、その中の1つに「経済的支援策の実施」を掲げ、「母子寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当等についての情報提供を適切に行い、制度の活用を図る

とともに、適切な貸付・給付事務を実施する」としている。

5) 県の「第2期行政改革推進プログラム」との関係

県は、「第2期行政改革推進プログラム」(推進期間:平成14年度～平成16年度)の「I 地方分権を先取りした行政システムの構築」の「3 広域行政の推進」の中で、市町村への事務・権限の委任を掲げている。

県は、平成15年4月に「母子及び寡婦福祉法」に係る窓口業務(貸付申請の受理、調査、県福祉事務所への進達等)を関係する12市(中核市を除く)の福祉事務所へ委任した。

②貸付金の種類

表31 母子寡婦福祉資金貸付金の種類（概要）

(平成19年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象者	貸付内容
事業開始資金	・母子家庭の母 ・母子福祉団体 ・寡婦	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	・母子家庭の母 ・母子福祉団体 ・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	高校・大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能習得資金	・母子家庭の母 ・寡婦	知識や技能を修得するために必要な授業料、材料等の資金
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	事業開始又は就職するために必要な知識技能を修得するのに必要な資金
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父母のいない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物、自動車等を購入する資金
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童 ・寡婦	医療・介護保険の保険料自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金
生活資金	・母子家庭の母 ・寡婦	知識技能を習得している間、医療・介護を受けている間、又は母子家庭になって間もない(7年未満)母の生活を安定・継続する間又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活費補給資金
住宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	・母子家庭の母 ・寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父母のいない児童 ・寡婦が扶養する子	就学・修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 (小・中学校については、経済的に困窮する場合のみ)
結婚資金	・母子家庭の母 ・寡婦	配偶者のいない女子の扶養する児童が、結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具・什器を購入する資金
特例児童扶養資金	・母子家庭の母	平成14年7月に児童扶養手当を受給していた者で、8月以降も引き続き受給する者について、8月以降手当の額が減額となる者に貸付する資金

出所：秋田県庁内部資料

貸付金には、表31の13種類がある。貸付限度額、償還開始までの据置期間、償還期間、利率(無利子～年3%)等については、「母子及び寡婦福祉法施行令」に定められている。

③未収金の状況

未収金（未納額）は下表のように推移している。平成11年度当時、県は全国でトップクラスの償還率にランクされていたが、最近の償還率は年々低下している。

表32 償還状況の推移（千円、％）

		現年度				過年度			
		調定額	収入額	未納額	償還率	調定額	収入額	未納額	償還率
母子福祉資金	11	82,601	80,439	2,162	97.4%	7,961	1,466	6,495	18.4%
	12	95,926	90,279	5,647	94.1%	9,015	1,927	7,088	21.4%
	13	111,225	101,898	9,327	91.6%	11,689	3,713	7,976	31.8%
	14	116,021	104,305	11,716	89.9%	14,828	3,989	10,839	26.9%
	15	116,123	102,630	13,493	88.4%	22,554	4,908	17,646	21.8%
	16	125,767	110,245	15,522	87.7%	31,139	7,826	23,313	25.1%
	17	127,321	109,821	17,500	86.2%	38,835	7,633	31,202	19.7%
	18	128,085	108,021	20,064	84.3%	48,701	8,005	40,696	16.5%
寡婦福祉資金	11	13,165	13,059	106	99.2%	2,351	576	1,775	24.5%
	12	10,191	9,206	985	90.3%	1,882	444	1,438	23.6%
	13	10,806	9,757	1,049	90.3%	1,835	342	1,493	18.6%
	14	10,080	9,653	427	95.8%	2,249	452	1,797	20.1%
	15	10,082	9,491	591	94.1%	2,223	234	1,989	10.5%
	16	8,385	7,755	630	92.5%	2,579	227	2,352	8.8%
	17	5,935	5,271	664	88.8%	2,982	220	2,762	7.3%
	18	8,132	7,258	874	89.2%	3,425	215	3,210	6.3%
合 計	11	95,766	93,498	2,268	97.6%	10,312	2,042	8,270	19.8%
	12	106,117	99,485	6,632	93.8%	10,897	2,371	8,526	21.8%
	13	122,031	111,655	10,376	91.5%	13,524	4,055	9,469	30.0%
	14	126,101	113,958	12,143	90.4%	17,077	4,441	12,636	26.0%
	15	126,205	112,121	14,084	88.8%	24,777	5,142	19,635	20.8%
	16	134,152	118,000	16,152	88.0%	33,718	8,053	25,665	23.9%
	17	133,256	115,092	18,164	86.4%	41,817	7,853	33,964	18.8%
	18	136,217	115,279	20,938	84.6%	52,126	8,220	43,906	15.8%

出所：秋田県庁内部資料

（2）監査の結果

①債権回収方法についての検討の必要性

現状、債権回収の現場においては、以下のような事例が見られる。

- 現金取扱員以外の者による現金の預かり納付

県の公金納付が可能な金融機関が借入者の近隣にない場合、母子自立支援員や母子寡婦福祉資金貸付・償還指導員（以下、「貸付・償還指導員」という。）が借入者から償還金を預かり、一旦、県の福祉事務所の金庫に保管し、翌日以降、銀行営業時間に振り込みを行っている事例がある。現金を預かった場合、名刺の裏側に預かった金額等を記載し、預かり証の代わりとしている。

- 時間外での自家用車による借入者訪問

夜間、自家用車を使用して借入者宅を訪問し、償還指導等を行っている事例がある。借入者を訪問するためには定時時間内では対応しきれないため、このような事例が生じる原因となっているが、時間外手当、ガソリン代等の精算は行われていない。

母子自立支援員や貸付・償還指導員は現金取扱員ではないため、訪問時に現金を受領することはできない。また、夜間に金庫へ保管する場合、鍵の取扱いの問題もある。コンプライアンスの観点から見直しが必要である。

分割納付している債務者の場合、返済額よりも公金取扱金融機関までの交通費が高くつくケースがある。また、公金取扱金融機関以外の金融機関を使用した場合、振込手数料の負担額が相対的に重くなる場合もある。解決策として、現金取扱員による回収、銀行口座からの自動引落、郵便局収納など、多様な収納方法について検討すべきと考えられる。

仕事をしている借入者を訪問する場合など、県の定時時間外に訪問した方が効率的に借入者と接触できる場合もあるため、夜間の訪問には効率性の観点から合理性も認められる。しかしながら、自家用車を使用して回収する場合には交通費の精算、時間外手当の支給、事故が起こった場合の対応等、付随する問題点もあるため、今後の方針について検討が必要である。

②違約金の免除方針の統一的取扱い

「母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」（平成13年9月改正）では、以下のように規定している。

第5 償還困難者及び滞納者に対する措置等

2 違約金の免除

(1) 県福祉事務所長は、借主より「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条但し書
--

きの規定に基づき、母子福祉資金（寡婦福祉資金）違約金支払い免除申請書（規則様式第25条）の提出を受けたときは、速やかに内容を調査し、意見書を添えて知事あて副申するものとする。

なお、「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条但し書きに規定する「その他やむを得ない理由」とは、次のいずれかに該当する場合であること。

- ア 借主又は借主と生計を同一にする家族の疾病又は負傷により生活困難なとき
- イ 借主が失業又は極度の事業不振により生活困難なとき
- ウ その他納入期限まで納入することができなかったと認められるとき

現状、災害や諸事情により「やむをえない」と認められる場合を除き、違約金を徴収する取扱いとしている。「母子福祉資金（寡婦福祉資金）違約金の支払免除について（申請）」（以下、「違約金の支払免除申請」という。）が提出された場合、債務者の状況を勘案の上、免除の可否を決定することになるが、「やむをえない」理由の運用上の扱いが、福祉事務所により異なっていた。

一方、県健康福祉部子育て支援課で作成した「秋田県母子寡婦福祉資金貸付の手引き」（平成19年6月版）では、以下のように規定し、原則として徴収免除を行わない方針を打ち出している。

4 償還事務

(3) 違約金

災害その他やむを得ない理由のため支払いが遅れた場合、違約金の徴収を免除することができるが、この場合、支払期日の到来前に支払猶予手続きをとっておけば、違約金の発生自体を回避できるのであるから、違約金の徴収免除は、災害等の発生と支払期日が近接していて支払猶予手続きを取る時間的余裕がなかった場合に限られる。

以下、省略

平成20年1月現在、「母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」（平成13年9月改正）は廃止されていない。この要領には違約金を免除する基準が明記されていないため、「違約金の支払免除申請」に記載する「支払の遅れる理由」を柔軟に認める余地が残されている。

現状、遅れて元利が入金され、その後調定された違約金の額のほとんどについて、3月末に「違約金の支払免除申請」が知事宛に提出され承認されている。また、滞納者については元利が納入されるまで違約金の額が調定されないため、「違約金の支払免除申請」も提出されることはない。

参考までに、平成19年3月末現在で下記の仮定計算により違約金額を算出し、

集計すると、表 33 のようになる。

- 期中調定分の違約金額
期中に調定された違約金で、3 月末に「違約金の支払免除申請」が提出・承認されていないもの(167,000 円)。
- 滞納者に係る違約金額
元利の入金がないため、決算上は違約金の調定は行われていないが、3 月末に元利が全額入金されたものと仮定して違約金額を算出。
- 「違約金の支払免除申請」により支払免除承認された違約金額
元利が遅れて入金され違約金が調定されたが、「違約金の支払免除申請」が提出され、承認されたもの。

以上を合算すると、平成 19 年 3 月末現在の違約金の額は 20,366,800 円となる。「特別会計歳入未納繰越決算内訳表」には、167,000 円のみが計上されている。

表 33 違約金の額

(単位:円)

部 局		平成 19 年 3 月末現在の違約金		
		期中 調定分	滞納者及び 免除承認分	合計
北秋田地域振興局	大館福祉環境部	113,600	1,941,700	2,055,300
山本地域振興局	山本福祉環境部	41,700	151,700	193,400
秋田地域振興局	秋田福祉環境部	11,700	8,058,400	8,070,100
平鹿地域振興局	平鹿福祉環境部	0	10,048,000	10,048,000
合 計		167,000	20,199,800	20,366,800

出所:秋田県内部資料

今後、従来からの借入人への説明、支払猶予手続きなど、実務対応について県としての方針を検討する必要がある。

③違約金の調定

1) 大館福祉環境部

事務処理の都合上、元金の収入後、3 ヶ月程度をまとめて違約金の調定を行っている。具体的には、以下のような調定スケジュールとなっている。

4 月～ 6 月収納 ⇒ 7 月上旬調定

7 月～ 9 月収納 ⇒ 10 月上旬調定

10 月～12 月収納 ⇒ 1 月上旬調定

翌年 1 月～ 3 月収納 ⇒ 4 月上旬調定

「母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付事務取扱要領」の「第 4 償還事務」の「5 違約金の徴収」は、「違約金を徴収するときは、原則として、前月分までの償還

金に対するものについて当月分の元利金を調定する際に併せて調定するものとする。」と定めており、現状、この規定に違反している。

違約金の支払猶予手続きを調定のタイミングまでに行うなど、実務対応について県としての方針を検討する必要がある。

また、元金と利子を別々に調定しており、納付書も別々に送付されている。そのため、債務者からの納入も元利一体として入金されないケースが生じている。このことが違約金算定上のネックとなっていると大館福祉環境部は考えており、現在、利子に対する違約金の調定は行われていない。

「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条は、「延滞元利金額につき、年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」と規定しており、元金と利子を一体として違約金を計算していないことが、そもそもの問題である。

違約金の免除方針も含め、県として方針を検討する必要がある。

2) 秋田福祉環境部

旧秋田福祉事務所と旧由利福祉事務所とが統合されて、平成18年度に現在の中央福祉事務所となっている。

平成17年度における違約金(元利)に関して、旧秋田福祉事務所は「免除申請書」が提出された場合、債務者の状況を勘案のうえ、必要と認められるケースについては子育て支援課に副申していた。

旧由利福祉事務所は「免除申請書」が提出された場合、全てを免除が必要なものとして子育て支援課に副申していた。

統合後の中央福祉事務所は、平成18年度の違約金の調定を行っていない。また、平成19年度における違約金の調定について、年度内に1回調定予定としている。

「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条は、「延滞元利金額につき、年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」と定めており、現状、この規定に違反している。

県健康福祉部子育て支援課で作成した「秋田県母子寡婦福祉資金貸付の手引き」(平成19年6月版)によれば、「災害その他やむを得ない理由のため支払いが遅れた場合、違約金の徴収を免除することができるが、この場合、支払期日の到来前に支払猶予手続きをとっておけば、違約金の発生自体を回避できるのであるから、違約金の徴収免除は、災害等の発生と支払期日が近接していて支払猶予手続きを取る時間的余裕がなかった場合に限られる。」とし、原則として徴収免除を行わない方針を打ち出している。

今後、従来からの借入人への説明、支払猶予手続きを含め、実務対応について県としての方針を検討する必要がある。

3）平鹿福祉環境部

平成17年度に県南地区にある県の福祉事務所が南福祉事務所1箇所を集約され、南福祉事務所で扱う貸付者数が一挙に増加した。そのため、福祉資金貸付システム上での入金消込作業や違約金の計算、免除申請に対する一連の業務を1名の母子自立支援員で対応することが不可能な状況となった。平成19年4月から正職員1名にも業務分担を割り当てることとしたが、平成19年11月現在、福祉資金貸付システム上での入金消込作業が約100件未了となっていた。

結果として、平成19年11月現在、平成18年度分の違約金(元利)の調定は行われていなかった。

「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条は、「延滞元利金額につき、年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」と規定しており、現状、この規定に違反している。

移管事務の状況から対応が困難であったと推察されるが、事務処理が滞った原因には関係書類の整備・運用方法が福祉事務所により異なっていたこと、福祉資金貸付システムに改善すべき点が認められることなどが挙げられる。今後、これらの問題点を見直す必要がある。

（4）監査の意見

①償還率の低下への対処

公表されている平成 17 年度の全国平均と比較すると以下のように県は全国平均を上回っているが、「(1)概要」の「③未収金の状況」に見られるとおり、償還率は年々低下する傾向にある。

財務省が実施した平成 17 年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保に向けた取り組み状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取り組みの推進について指摘されたところである（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「全国児童福祉主管課長会議追加資料(家庭福祉課)」平成 19 年 2 月 23 日）。

表34 償還率に関する全国平均との比較

		現年度償還率		過年度償還率		合 計	
		秋田県	全国平均	秋田県	全国平均	秋田県	全国平均
母子福祉資金	H17	86.2%	82.2%	19.5%	10.1%	70.6%	48.1%
寡婦福祉資金	H17	90.6%	85.2%	12.3%	10.2%	71.4%	47.0%

出所：秋田県庁内部資料

県は「母子及び寡婦福祉法」の改正(平成 15 年 4 月 1 日施行)に伴い、自立支援施策の中心的役割を担うものとして、母子相談員を母子自立支援員とし、県が雇用して市の福祉事務所に配置していた母子相談員を、平成 15 年度より市が雇用する形態に改めている。

平成 17 年には県福祉事務所が統合され、福祉事務所機能を持たない地域振興局福祉環境部管内の償還指導を強化するため、貸付・償還指導員を配置している。

償還指導に関わっている人員の配置状況について、平成 11 年度と平成 19 年度で比較すると以下のようになっている。なお、秋田市は中核市であるため、母子寡婦福祉資金貸付事業の実施主体となっている。

（平成 11 年度）

母子自立支援員 21 名（県任用 19 名、秋田市任用 2 名）

配置状況…7 県福祉事務所に 11 名 8 市に 8 名

（平成 19 年度）

母子自立支援員 20 名（県任用 4 名 一般市任用 14 名 秋田市任用 2 名）

貸付・償還指導員 4 名（県任用 4 名）

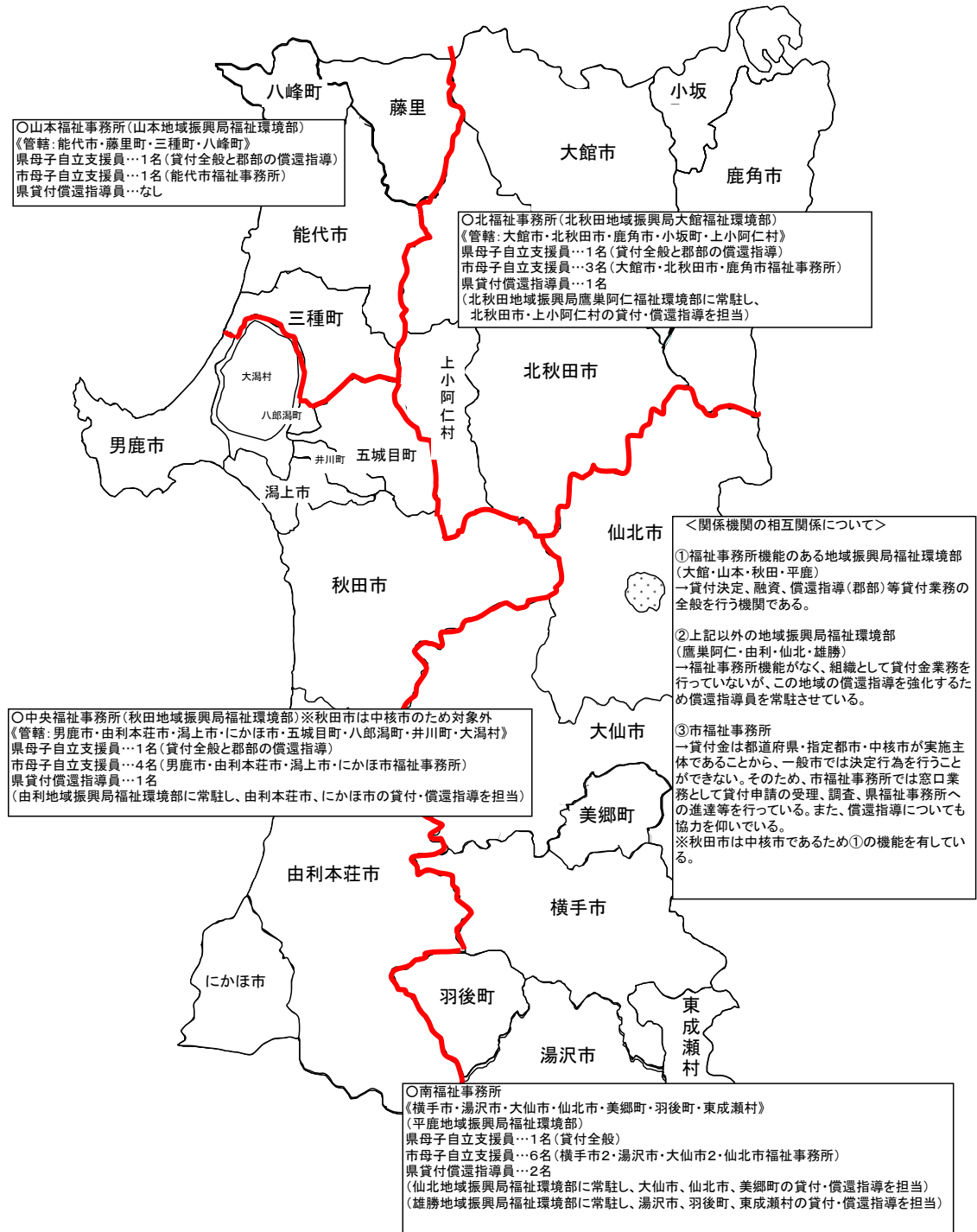
配置状況…4 県福祉事務所に 4 名 12 市に 14 名(母子自立支援員)

4 福祉環境部に 4 名(償還指導員)

（未収金の償還指導との関係）

当該貸付における未収金は県の債権である。市の母子自立支援員は市の職員であることから、県の債権回収に積極的に関わることは難しい状況にある。県任用者は平成11年度に19名であったが、現在は8名となっている。

図5 福祉事務所機能のある地域振興局福祉環境部の状況（平成19年4月1日現在）



出所：秋田県庁内部資料

第4章 監査の結果と意見（各論）

県は「自立促進計画」で「母子寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当等についての情報提供を適切に行い、制度の活用を図るとともに、適切な貸付・給付事務を実施する」としている。しかしながら、市町村合併の進展、広域行政化の推進、市の福祉事務所への「母子及び寡婦福祉法」に係る事務の委任など、複数の政策が同時進行した関係で、努力はしているものの政策間の連携が噛み合っていないために、種々の移管事務の滞りが生じている。償還率が低下している背景には、これらの影響がみられる。

未収金の増加傾向は秋田地域振興局と平鹿地域振興局で特に顕著に見られる。現状の確認と今後の対処方針について、検討が必要と考えられる。

表35 未収金の地域振興局別推移

（単位：円，％）

部 局	H14年度末	H15年度末	H16年度末	H17年度末	H18年度末
北秋田地域振興局					
大館福祉環境部	5,142,703	6,345,457	7,212,119	7,869,573	8,674,868
対前年増減額		1,202,754	866,662	657,454	805,295
対前年増減率		23.4%	13.7%	9.1%	10.2%
山本地域振興局					
山本福祉環境部	2,202,185	2,102,364	1,971,272	1,683,517	1,700,919
対前年増減額		-99,821	-131,092	-287,755	17,402
対前年増減率		-4.5%	-6.2%	-14.6%	1.0%
秋田地域振興局					
秋田福祉環境部	6,285,398	8,900,067	10,703,816	13,876,726	18,172,986
対前年増減額		2,614,669	1,803,749	3,172,910	4,296,260
対前年増減率		41.6%	20.3%	29.6%	31.0%
平鹿地域振興局					
平鹿福祉環境部	11,148,138	16,371,277	21,930,380	28,697,595	36,296,755
対前年増減額		5,223,139	5,559,103	6,767,215	7,599,160
対前年増減率		46.9%	34.0%	30.9%	26.5%
合 計	24,778,424	33,719,165	41,817,587	52,127,411	64,845,528
対前年増減額		8,940,741	8,098,422	10,309,824	12,718,117
対前年増減率		36.1%	24.0%	24.7%	24.4%

出所：秋田県庁内部資料

県の母子寡婦福祉資金貸付事業の平成18年度に係る継続事業中間評価判定点数表において、総合評価（1次）はAとされているが、償還率の低下に関しては原因分析が必要である。

償還率が低下傾向にある原因としては、以下の点が考えられる。

- 景気の悪化、雇用情勢の悪化により生活困窮者が増加したこと。

- 大学等進学者の増加により、貸付額が増加したこと。
- 修学資金等、児童の就学・就業に係る貸付金については、平成15年度より児童を借受人、母を保証人とする取扱いが可能となったこと。
- 福祉事務所統合（8事務所→4事務所）により1事務所あたりで取り扱う事務所での業務量が増加したことにより、相対的に未納者に対する償還指導に充てる時間が減ったこと。
- 平成15年度から、県が雇用し市に配置していた母子自立支援員を、市の職員として配置したことにより、県が直接的に市の母子自立支援員に対し償還指導を指示できなくなったこと。
- 償還が窓口納付のみであり、仕事を持つ多くの借受人のライフスタイルと合致していないこと。
- 借受人のモラルが低下していると思われること。

今後は、以下の諸点について検討が必要と考えられる。

- 口座振替制度等、多様な償還方法を設定し、納めやすい体制の構築を検討すべきである。検討に際しては、滞納者が発生した場合に将来発生する回収コストも考慮に入れるべきである。
- 貸付システムの不備により、業務量が増加している箇所があるため、システムの見直しをはかり、業務量の軽減につなげる。
- 福祉事務所の職員分掌を見直し、職員の業務と母子自立支援員、貸付・償還指導員の業務を適正に分担し、母子自立支援員等のデスクワークを軽減化させることにより償還指導の充実を図ることで、償還率の向上につなげる。
- 市の母子自立支援員についても、当該資金の趣旨を鑑み、貸付時における申請書類の受理及び調査にとどまらず、償還指導についても県母子自立支援員及び貸付・償還指導員と連携を図り、市在住の借受人については市母子自立支援員が中心となって償還指導を行うよう、今後も協力の依頼を行っていく必要がある。
- 母の償還能力に疑問があるケースであっても貸付を行う必要があると認められる場合には、連帯借受人である児童の償還の意志の確認、資力が十分であると認められる連帯保証人の確保など、万が一、母が償還不能となった場合でも対応できる体制を整えた上で貸付決定を行うよう、審査の厳格化を検討する必要がある。
- 事後評価の指標に、償還率を加えることを検討すべきである。

②県外に在住している滞納者への対応

他の都道府県に在住している滞納者への催告、償還指導などは、現状、効率的、効果的に行われていない。

現状、消滅時効扱いとなる債権はないとのことであるが、連絡を取りづらい状況となっている県外在住の債務者も多数存在している。県が抱えている県外在住者

の滞留債権は、組織を横断的にみると多数存在しているため、滞留債権の管理方法について、効率的な方策を検討すべきである。

③関係書類の整備・運用

8 福祉事務所が4 福祉事務所に統合されたが、過去からの事務処理の引継ぎの関係で、福祉事務所により整備・運用ルールが異なっている。

債権管理簿などについて、今後、より効率的な整備・運用体制を統一的に検討すべきである。

④福祉資金貸付システム

福祉資金貸付システムは、システムを導入する際に、無償で提供されたシステムであるが、導入当初に県の財務会計システム担当者と打合せを行わなかったことも重なり、以下のような問題点が見られる。

- 入金消込み作業
県の財務会計システムと連動していないため、県の財務会計システムから出力される入金情報を各福祉事務所で出力し、借入者別、貸付種類別、元利別に、福祉資金貸付システムへ入金の消込み入力を行っている。結果、多大な時間コストがかかっている。
- 違約金の免除申請書の作成
福祉資金貸付システム外のシートで免除申請一覧を作成している。福祉資金貸付システム上に免除申請を行ったか否かを入力し、表示させる箇所がない。結果、違約金の額を計算する場合、貸付台帳等を見ながら計算すべき範囲を特定する必要がある。
- 違約金計算における福祉資金貸付システムの不具合
納付書を連番で使用せずに納入する借入者が散見されるが、飛番で納付・入金消込が行われると、福祉資金貸付システム上、その部分は違約金の計算結果がゼロと表示される。そのため飛番で納付された部分は、電卓で違約金を別途計算し、福祉資金貸付システム上で計算された違約金の額に加えないといけない。
- 債権管理機能の不備
福祉資金貸付システムには債権管理としての機能が基本的でないため、別途、債権管理用のシートを作成している。結果、いたるところで転記等のダブル・ワークが生じている。
- バックアップ機能
バックアップ・サーバーがないため、使用しているパソコンがダウンした場合、復旧が困難と考えられる。
- モニタリング体制
県のネットワーク・システムに接続していないため、各福祉事務所の入力担当者のみが福祉資金貸付システムの内容を把握している。県の常勤職員でこのシステムの内容をモニタリングしている人がいない。

以上より、次のような見直しが必要と考えられる。

- 福祉資金貸付システムの見直し
現状のシステムは違約金を効率的に計算できず、改訂された手引きを運用するためには、システムを見直す必要がある。
- 債権管理機能の充実化
現状の福祉資金貸付システムは債権管理機能が基本的でない。より効率的に債権管理を行えるよう、システムを見直すべきである。
- バック・アップ機能
現状、福祉資金貸付システムにはバック・アップ機能がない。バック・アップ機能を持たせ、万が一の場合にも対応できる体制にすべきである。
- 県の財務会計システム関係者との連携
来年度以降の運用形態については生活保護システム用のパソコンから当該貸付システムを完全に切り離し、別のパソコンで稼働するシステムに改め、子育て支援課がその運用管理を行うこととしている。これにあわせて、現在不具合のある箇所を中心に修正等を行い、適正な運用を行うことを予定している。県の財務会計システム関係者と連携し、より効率的な運用体制にすることが望まれる。

以 上